

新潟市一般廃棄物処理基本計画

【素案】

令和元(2019)年12月

目 次

1 総論

1.1 はじめに.....	1
1.2 計画の位置づけ.....	2
1.3 計画の概要.....	3
1.4 計画期間.....	4
1.5 計画の推進体制.....	5
1.6 計画の進行管理.....	6

2 ごみ処理編

第1章 ごみ処理の区分と体制

1.1 廃棄物の区分.....	7
1.2 家庭系ごみ.....	8
1.3 事業系ごみ.....	10
1.4 ごみ処理手数料.....	11
1.5 ごみの処理の流れ.....	13
1.6 ごみ処理施設.....	14

第2章 現状と課題

2.1 現状.....	19
2.2 前計画の総括.....	30
2.3 前計画の施策の成果と課題.....	32

第3章 ごみ処理の目標と方針

3.1 ごみ処理の理念.....	37
3.2 本市の目指す循環型社会.....	38
3.3 施策の視点.....	40
3.4 数値目標.....	41

第4章 目標達成に向けた施策

4.1 2Rの推進によるごみの減量.....	48
4.2 さらなる資源循環の推進.....	51
4.3 意識啓発の推進.....	53
4.4 市民サービスの向上.....	55
4.5 地域の環境美化の推進.....	57
4.6 安定かつ効率的な収集・処理体制.....	59
4.7 低炭素社会に向けた体制整備.....	60
4.8 大規模災害に備えた体制整備.....	61

3 生活排水処理編

第1章 生活排水処理の現状	
1.1 生活排水の排出状況	63
1.2 し尿・浄化槽汚泥の処理状況	65
1.3 生活排水処理の主体	66
第2章 生活排水処理の目標と方針	
2.1 生活排水処理に係る理念及び目標	67
2.2 生活排水処理の方針	67
2.3 数値目標	68
第3章 目標達成に向けた施策	71

1 総論

1.1 はじめに

本市は、平成 17（2005）年の広域合併を経て、平成 19（2007）年4月に本州日本海側初の政令指定都市として歩み始めました。これに併せて、これまで地域によって異なっていたごみの出し方の統一を図るため、6月には「一般廃棄物処理基本計画」の改定を行い、ごみの有料化や 10 種 13 分別を柱とする「新ごみ減量制度」を開始（巻広域は平成 30（2018）年4月から）しました。

この新しい制度のもと、市民・事業者・市が一体となっておごみの減量と資源化について熱心に取り組んだ結果、家庭系ごみ量が約3割削減されるとともに、リサイクル率が大幅に向上するといった成果をあげました。

平成 24（2012）年2月に改訂した「一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）では、「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」を基本理念に掲げ、情報紙やごみ分別アプリによるごみの分別や出し方をはじめ、ごみ減量やリサイクルに関する情報を積極的に発信したほか、マイボトルやリユース食器の普及促進、ライフスタイルに応じた家庭系生ごみの削減とリサイクルなど、さらなる3Rの推進を図ってきました。

事業系ごみは、平成 27（2015）年4月から「新・事業系廃棄物処理ガイドライン」を本格実施しました。3Rの考え方に基づき、事業活動に伴う廃棄物の適正な分別方法について周知を行い、ごみ量が削減されました。

こうした取り組みにより、人口 50 万人以上の都市におけるリサイクル率において第2位を維持する成果をあげましたが、一方でごみ量は横ばいの状況で推移しています。

前計画が令和元（2019）年度末に計画期間を終えることから、平成 31（2019）年3月19日に新潟市清掃審議会に「新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等」について諮問し、その後の審議を経て、令和元（2019）年9月に今後のごみ処理等の方向性について答申を受けました。

この答申を踏まえ、さらなるごみ減量と循環型社会・低炭素社会の実現に向けて、超高齢社会などの社会的な動向はもとより、食品ロス削減やプラスチックの排出抑制、「SDGs（エスディージーズ）：持続可能な開発のための2030アジェンダ」といった国際的な潮流も考慮し、次期「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

なお、本計画は、ごみ処理の基本計画を定めたごみ処理編と生活排水処理の基本計画を定めた生活排水処理編で構成しました。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定及び「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第3条第1項の規定に基づき策定するものです。

また、関係法令や各種制度等の内容を踏まえるとともに、本市の上位計画と整合を図り、今後の廃棄物行政における総合的な指針として位置づけるものです。

なお、具体的事項については、毎年度策定する実施計画において定めるものとします。

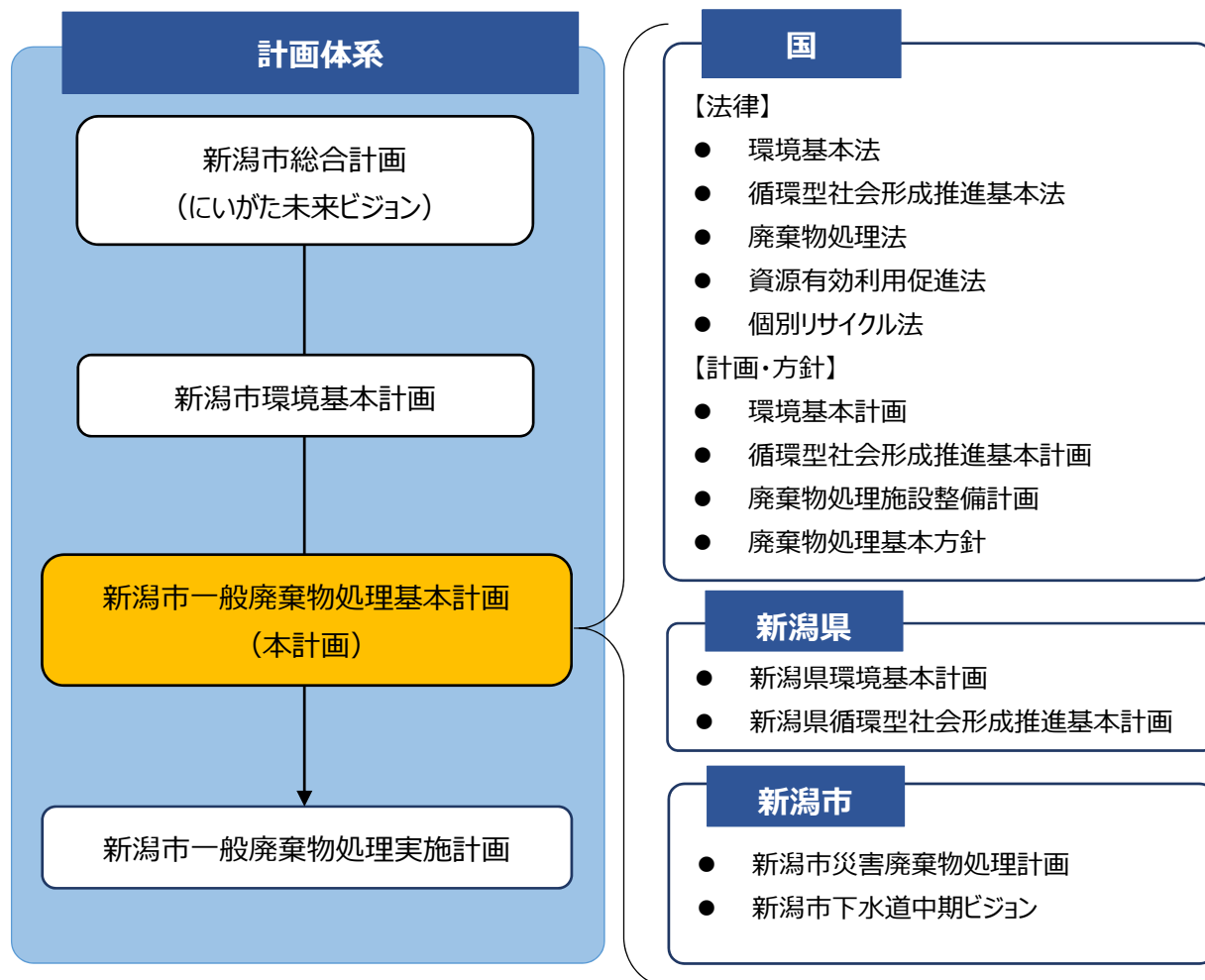


図 1 法体系図

1.3 計画の概要

本計画は、現状・課題を踏まえ、ごみ及び生活排水の適正な処理を進めるために必要な基本的な事項を定めています。

策定にあたり、新潟市清掃審議会の答申を受け、パブリックコメントを行いました。

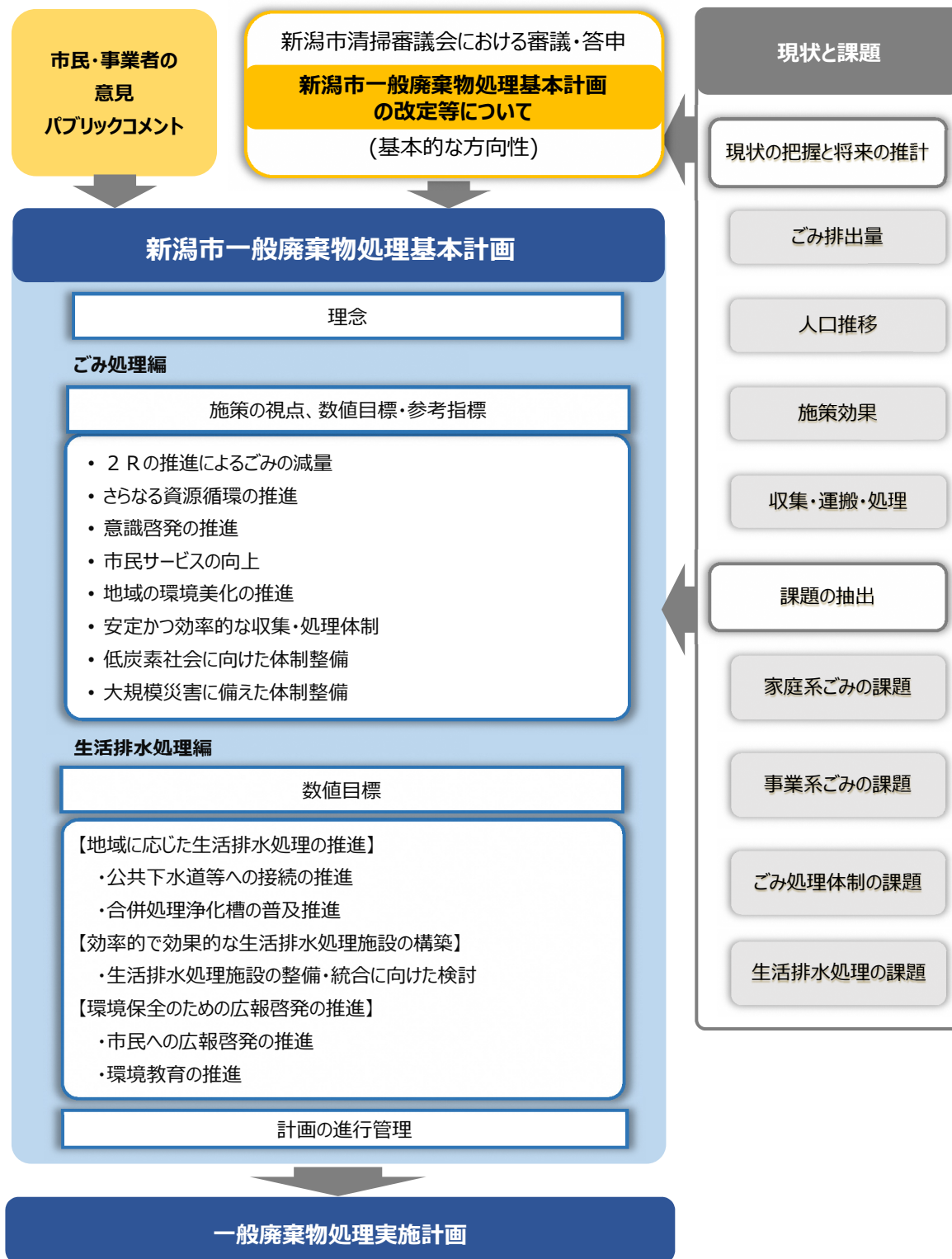


図 2 計画の概要

1.4 計画期間

計画期間は、令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年とします。
 なお、令和 6（2024）年度を中間目標年度とし、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行います。
 また、関係法令の改正や上位計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合に適宜見直しを行います。

表 1 計画期間

年度	平成	令和										
	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
項目	前計画		計画期間 (10年)									
	計画改定に向けた 清掃審議会における審議		中間目標年度 【計画の見直し】 ・施策の点検 ・現状課題の整理 ・新たな目標検討 最終目標年度									
		計画改定										

1.5 計画の推進体制

本計画の各施策は、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、協働して推進していきます。

市民の役割

排出者としての責任

- 一人ひとりがごみ排出者としての自覚・責任を持ち、ごみをなるべく出さないライフスタイルに見直します。分別の徹底など、ごみ減量・適正処理に向けた取り組みに協力します。
- 地域の集団資源回収など、リサイクルに取り組むほか、一斉清掃等の美化活動に積極的に参加します。
- 地域の状況に応じ、公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置を行います。

積極的な活動

- 地域コミュニティに根差した3R活動を展開します。

事業者の役割

排出者としての責任

- ごみ排出者として最終処分まで責任を持つとともに、ごみをなるべく出さない事業活動を計画的に推進します。
- ごみ減量・適正処理に向けた取り組みに協力します。
- 地域の状況に応じ、公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置を行います。

生産者としての責任

- 生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみを発生させないような工夫をします。
- 環境に配慮した企業理念を掲げ、可能な範囲で地域貢献に取り組みます。

市の役割

ごみを出さないための仕組みづくり

- 市民・事業者が、ごみ減量や資源化に取り組みやすい仕組みを構築します。

安心して効率的な処理体制の構築

- 環境負荷の低減を念頭に、安心して効率的な収集運搬、処理・処分体制を構築します。
- 地震等の大規模な災害に迅速に対応するための体制整備を進めます。
- 効率的で効果的な生活排水処理を推進します。

つなぎ手としての役割

- 市民・事業者をつなぐ役割を担います。

排出者としての責任

- ごみ排出者として、ごみをなるべく出さない活動を率先して推進します。
(地球温暖化対策実行計画(市役所率先版))

1.6 計画の進行管理

「PDCA サイクル」により計画を管理し、毎年度の進行管理とともに、令和 6（2024）年度を中間目標年度と定め、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、進捗状況や評価結果については、新潟市清掃審議会へ報告するとともに、市民・事業者に公表します。

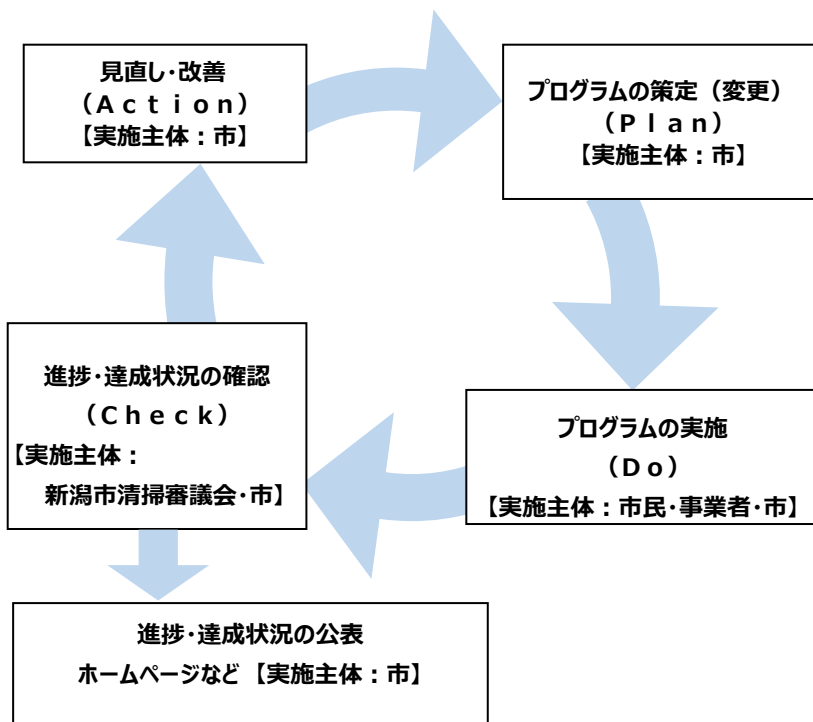


図 3 進行管理の流れ

2 ごみ処理編

2 ごみ処理編

第1章 ごみ処理の区分と体制

2 ごみ処理編

第 1 章

ごみ処理の区分と体制

1.1 廃棄物の区分

廃棄物処理法において、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分しています。

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類されます。さらに「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」と、商店・オフィス・レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類されます。

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物が対象となります。大量に排出されるものや、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき適正処理を行う必要があります。

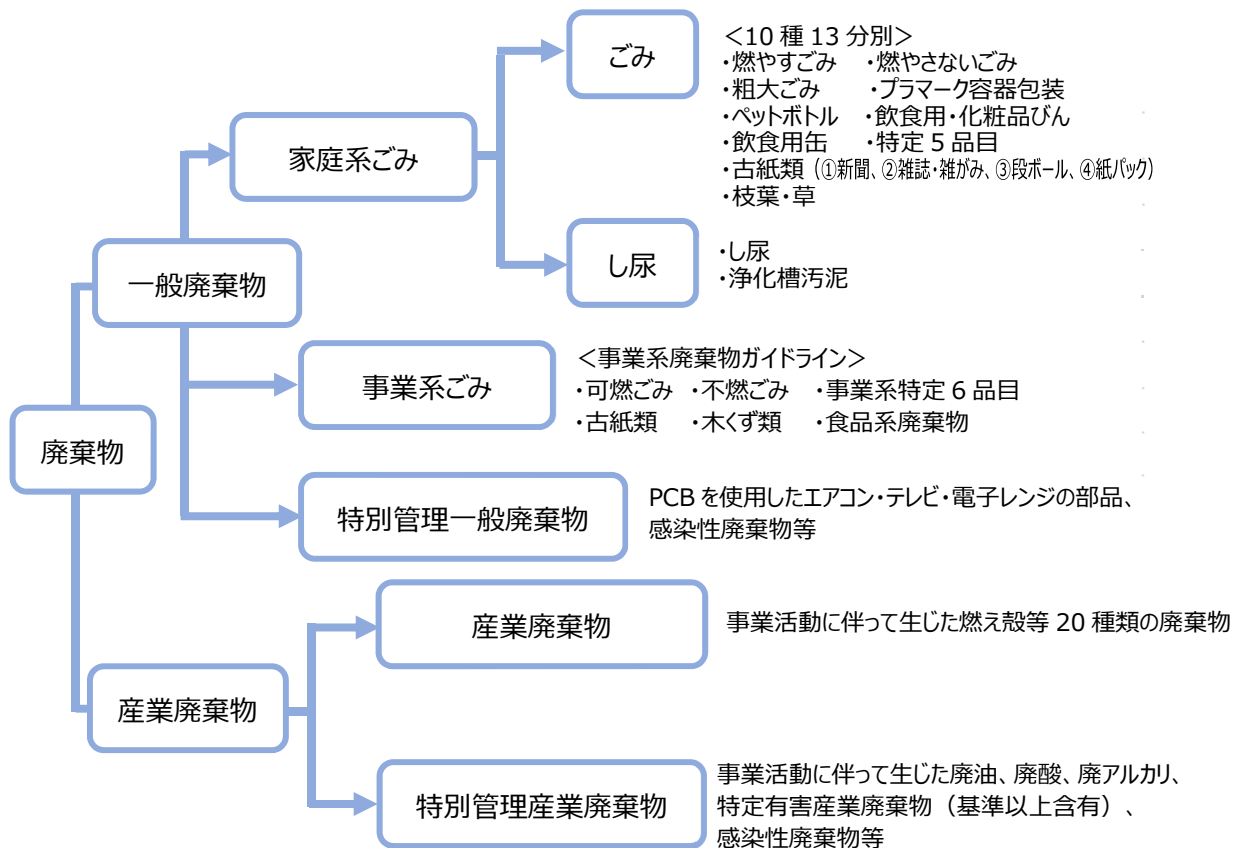


図 4 廃棄物の定義

1.2 家庭系ごみ

1.2.1 分別区分

新ごみ減量制度以降、10種13分別により可能な限り資源化を図り、最終的に焼却・埋立処分されるごみをできるだけ削減するとともに、分別の徹底により、高品質なリサイクルを推進しています。

なお、分別の誤りをなくすため、平成25(2013)年4月には「プラスチック製容器包装」を「プラマーク容器包装」に、「有害・危険物」を「特定5品目」にそれぞれ分別呼称を変更しました。

表2 分別区分等

平成31(2019)年4月1日現在

区分		主な内容	収集回数	収集方法	手数料等
ごみ	燃やすごみ	生ごみ、皮革類など	週3回	集積場方式	有料 (指定袋)
	燃やさないごみ	金属類、ガラス類など	月1回		
	粗大ごみ	家具など	申込制	戸別収集	有料 (処理券)
資源物	プラマーク容器包装	カップ・パック類、トレイ類など	週1回	集積場方式	無料
	ペットボトル	飲食用のペットボトル	月2回		
	飲食用・化粧品びん	飲食用・化粧品のびん			
	飲食用缶	飲食用の缶			
	特定5品目	乾電池類、蛍光管、水銀体温計、ライター、スプレー缶類			
	古紙類	①新聞 ②雑誌・雑がみ ③段ボール ④紙パック			
	枝葉・草	枝葉・草	週1回 (1・2月を除く)		

表 3 市で受け入れしない廃棄物

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在

区分	廃棄物の例	処理先
有害性のある物	農薬、劇薬	専門の業者へ
危険性のある物	プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器	
引火性のある物	ガソリン、灯油、塗料	
著しく悪臭を発する物	汚物の著しく付着したおむつ	
容積又は重量の著しく大きい物	大型ピアノ、FRP 製のボート、自動車、バイク(50 cc 以下の物を含む)、大型機械器具	
特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物(血液の付着した注射器など)	
再生利用を促進することが必要と認められる物	【特定家庭用機器廃棄物】 テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	家電リサイクル法に基づき、販売店による引き取りとメーカーによる再商品化
	パーソナルコンピュータ(小型家電リサイクル事業における拠点回収を除く)	資源有効利用促進法に基づき、メーカーによる回収・再商品化
その他、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設に支障を生じる物	タイヤ、動物の死体(市又は市が委託した者が収集した物及び市が条例※第 36 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理手数料を徴収し受け入れたものは除く。)	専門の業者へ

※ 新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、新潟市廃棄物処理施設受入基準

1.2.2 集団資源回収と拠点回収

家庭から排出される資源物は、集積場での収集のほか、自治会等による古紙等の集団資源回収、区役所等における拠点回収など様々な排出機会を提供しています。

表 4 集団資源回収と拠点回収の回収品目と回収場所

● 集団資源回収

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在

区分	回収品目
集団資源回収	新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、古繊維

● 拠点回収

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在

区分	回収場所	回収品目
古紙類	清掃センター等	新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック
ペットボトル	スーパー等	ペットボトル
トレイ	区役所等※	食品トレイ
乾電池	スーパー等	乾電池
古布・古着	区役所等	古布・古着
廃食用油	区役所等	廃食用油
使用済小型家電	区役所等	小型家電(縦 15cm×横 30cm×奥行 20cm 以内)

※ 豊栄地区のみ

1.3 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される廃棄物は、法令により、事業者が自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。

このうち、市の施設で処理する事業系ごみについては、事業者が一般廃棄物収集運搬業者に市の施設までの運搬を委託するか、自ら搬入することになります。

また、事業系ごみを適正に分別し、リサイクル可能な事業系ごみ（資源物）のリサイクルを推進しています。

表 5 市の施設で処理する事業系ごみ

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在

ごみ	可燃ごみ	リサイクルできない紙類、布類、皮革類、食品系廃棄物、木くず類 等	
		少量プラスチックごみ	プラマーク容器包装、少量の化学繊維等の可燃物 [受入基準]90L 1 袋以内/週
		少量ペットボトル	ペットボトル [受入基準]90L 1 袋以内/月
	不燃ごみ	木製家具、カーペット等の布製品、革製のソファ 等	
		少量不燃ごみ	ガラス・陶磁器類、少量の金属くずの不燃物 [受入基準]90L 1 袋以内/月
	事業系 特定 6 品目	乾電池類	乾電池、充電式電池、ボタン電池 [受入基準] 1 kg/回
		小型蛍光管	小型蛍光管 ※ 1 m以上の直管型や円形型（サークルライン）は不可 [受入基準] 1 kg/回
		水銀体温計	水銀体温計（水銀温度計・水銀血圧計は不可） ※医療・福祉関係事業者は不可 [受入基準] 2 本/回
		ライター	ライター [受入基準] 5 個/回
		スプレー缶類	スプレー缶類 [受入基準] 2 本/回
		小型家電類	電卓、ラジオ 等 [受入基準] 5 kg/回

表 6 民間のリサイクル施設で処理する事業系ごみ

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在

資源物	古紙類	段ボール、新聞・チラシ、雑誌・カタログ等、シュレッダー紙、OA紙、雑がみ（メモ用紙、紙箱、紙袋、はがき、封筒、包装紙等）
	木くず類 （一般廃棄物）	廃木材、伐採木、枝葉、木製家具類 等
	食品系廃棄物 （一般廃棄物）	食品系廃棄物、魚腸骨

1.4 ごみ処理手数料

1.4.1 家庭系ごみ

ごみ減量・リサイクルの推進と分別の徹底を目的に、新ごみ減量制度から「燃やすごみ」「燃やさないごみ」は指定袋、「粗大ごみ」は処理券による有料とし、また、家庭系ごみを直接処理施設へ持ち込む場合は、重量に応じた単純従量制による処理手数料が必要です。

表 7 指定袋を購入し排出する場合

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在

区分		手数料の額	
市が定期的に収集する 家庭系ごみ	燃やすごみ 燃やさないごみ	指定袋・大 (45L)	45 円/枚
		指定袋・中 (30L)	30 円/枚
		指定袋・小 (20L)	20 円/枚
		指定袋・極小 (10L)	10 円/枚
		指定袋・超極小 (5L)	5 円/枚

表 8 粗大ごみ戸別収集で出す場合

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在

区分	手数料の額	
市が収集する粗大ごみ	500 円券	大きさや重さにより 1 点につき 100~500 円
	300 円券	
	200 円券	
	100 円券	

表 9 処理施設に直接搬入する場合

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在

区分	手数料の額	
家庭系ごみ	10kg までごとに	60 円

1.4.2 事業系ごみ

事業系ごみについては、「排出者責任」に基づく適正な負担とするため、ごみ処理にかかる経費等を考慮して設定した手数料を徴収しています。

表 10 処理施設に直接搬入する場合のごみ処理手数料

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在

区分	手数料の額	
事業系ごみ	10kg までごとに	130 円

1.4.3 ごみ処理手数料の市民還元事業

家庭系ごみ有料化の目的の一つが「ごみ減量・リサイクルの推進」であることから、指定袋作製等経費を差引いたごみ処理手数料収入については「資源循環型社会促進策」「地球温暖化対策」及び「地域コミュニティ活動の振興」に寄与する事業に充当し、全て市民還元しています。

表 11 ごみ処理手数料の市民還元事業の内容

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在

市民還元事業	事業概要
(1) 資源循環型社会促進策	
①分別意識の向上と啓発	・資源とごみの情報紙「サイチョプレス」の発行 ・ごみ分別アプリの配信など
②クリーンにいがた推進員育成事業	・クリーンにいがた推進員の研修会・施設見学会、自治会等への報奨金など
③ごみ集積場設置等補助金	・ごみ集積場の設置などへの補助、カラス被害対策用ネットの譲与
④地域清掃等への助成	・環境美化活動費や不法投棄処理費への助成
⑤不法投棄・違反ごみ対策	・廃家電等不法投棄物の処理など
⑥古紙資源化の一層の推進	・集団資源回収団体への奨励金、コミュニティ協議会への古紙行政収集地域活動支援金の交付など
⑦家庭系生ごみ減量化の推進	・生ごみ処理器の購入補助 ・乾燥生ごみ回収など
⑧古布・古着の拠点回収費	・市民から持ち込まれる古布・古着を拠点で回収
(2) 地球温暖化対策	
⑨環境教育・環境学習に対する支援	・副読本の作製配布、校内緑化など
⑩バイオマス利活用	・家庭から排出される廃食用油の回収・再生利用
⑪にいがた未来ポイント事業	・環境・健康活動に対するポイントの発行(環境部分経費)
⑫防犯灯設置補助金(市民生活部所管)	・LED 灯などの環境配慮型防犯灯の導入促進
(3) 地域コミュニティ活動の振興	
⑬ごみ出し支援	・ごみ出しが困難な世帯に対する支援活動費の助成
⑭地域活動への支援(市民生活部所管)	・地域の課題解決を図る活動などへの補助金の交付 ・自治会等による防犯カメラの設置支援

1.5 ごみの処理の流れ

家庭から排出されるごみのうち、「燃やすごみ」は市内4か所の焼却施設で処理しています。「燃やさないごみ」「粗大ごみ」は、一部を破碎施設で前処理し、資源物を取り出すほか、可燃物は焼却処理し、容量を減らした後に最終的に埋立処理しています。

資源物（「プラマーク容器包装」「ペットボトル」「飲食用・化粧品びん」「飲食用缶」「特定5品目」「古紙類」「枝葉・草」）は、民間施設で再資源化しています。

また、事業所から排出されるごみのうち、古紙類、分別された食品系廃棄物等は民間施設で再資源化しています。資源物以外の事業系一般廃棄物は、許可業者による搬入または自己搬入により処理しています。

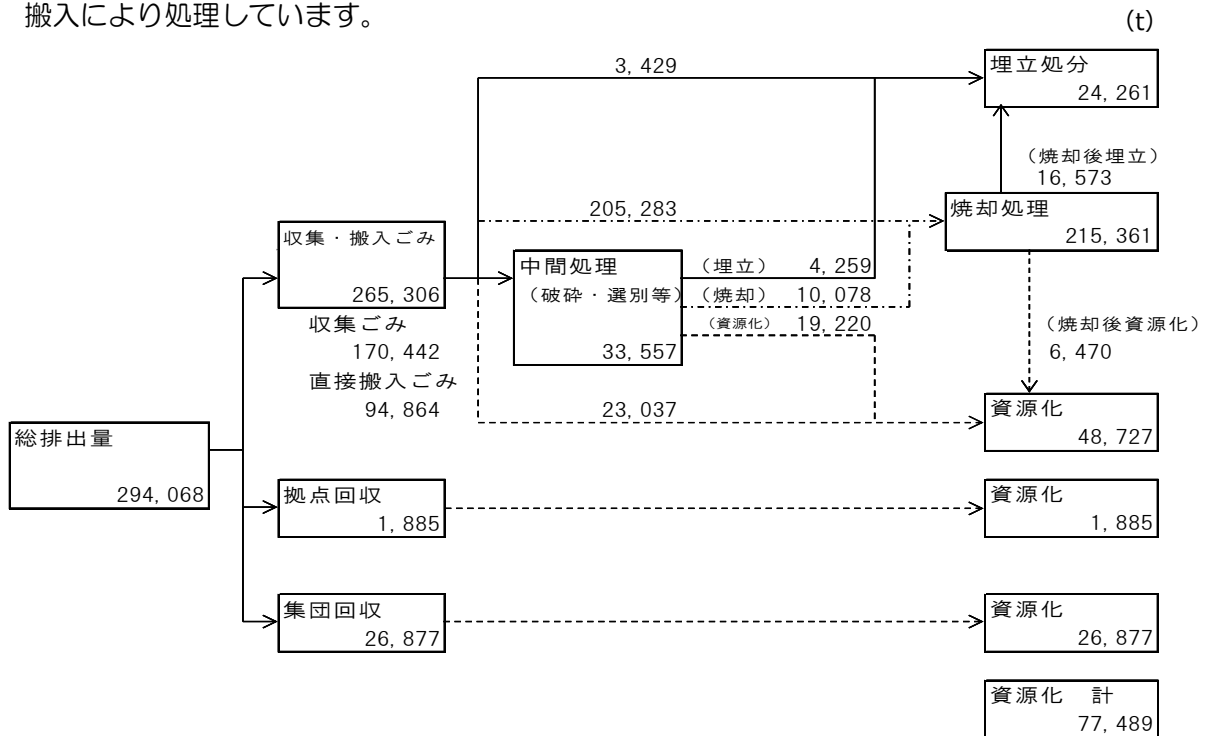


図 5 平成 30(2018)年度ごみ処理実績フロー

表 12 平成 30(2018)年度ごみ量

収集ごみ		直接搬入ごみ (家庭系) (t)	
燃やすごみ	123,699	燃やすごみ	4,625
燃やさないごみ	3,849	燃やさないごみ	7,564
粗大ごみ	3,126	資源ごみ	506
プラマーク容器包装	8,275	計	12,695
ペットボトル	1,294	直接搬入ごみ (事業系)	
飲食用・化粧品びん	6,285	許可	76,325
飲食用缶	1,948	直接搬入	2,861
特定5品目	412	公共ごみ	2,339
古紙類	5,607	資源物	644
枝葉・草	15,947	計	82,169
合計	170,442		
拠点回収	1,885		
集団資源回収	26,877		
ごみ総排出量	294,068		

1.6 ごみ処理施設

1.6.1 収集・処理区域

ごみ収集・処理の区域は、行政区ごとに、収集する品目と処理施設の立地条件に応じて収集・処理を行っています。

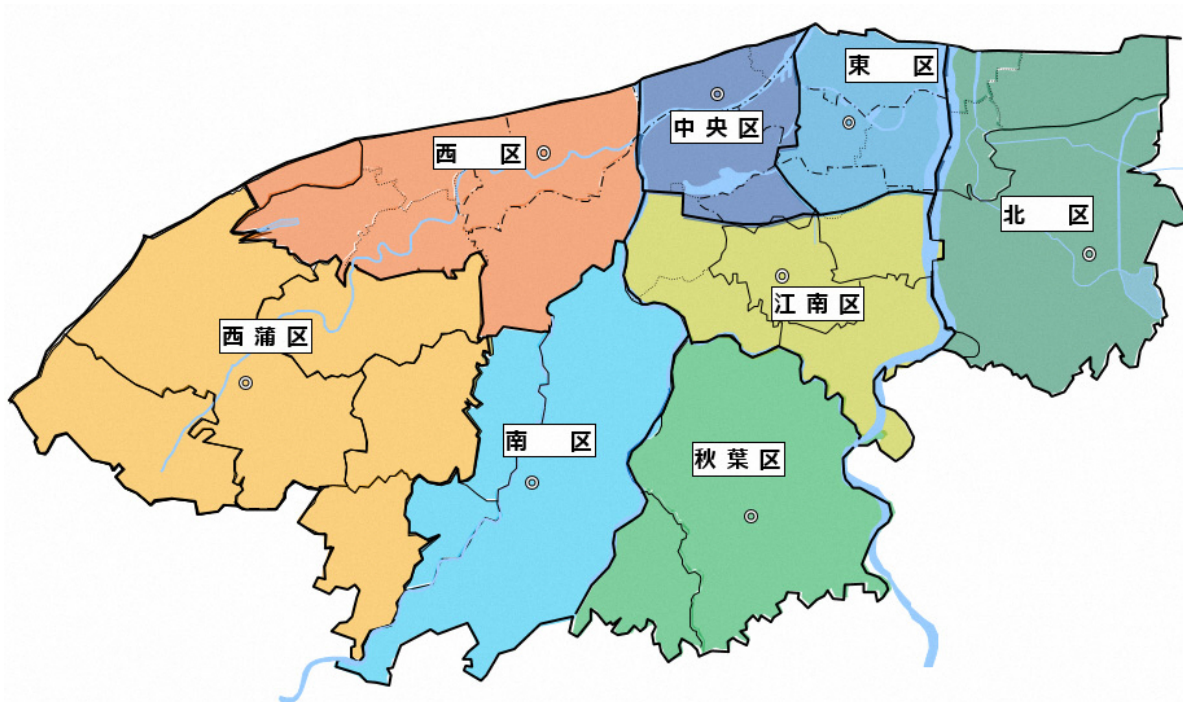


図 6 ごみ収集・処理区域

表 13 行政区別人口・世帯数(平成 30(2018)年 10 月 1 日:国勢調査人口)

行政区	人口(人)	世帯数(世帯)
北 区	74,564	29,060
東 区	136,257	60,869
中央区	183,000	87,070
江南区	68,397	27,037
秋葉区	76,055	29,835
南 区	44,485	15,979
西 区	161,904	68,188
西蒲区	55,920	20,364
計	800,582	338,402

1.6.2 焼却施設

焼却施設は、豊栄郷清掃施設処理組合の施設を含め、4施設が稼働しています。

なお、平成24（2012）年に白根グリーンタワー、平成28年（2016）年に新津クリーンセンターの焼却機能を停止し、直接搬入ごみの受け入れのみの中継施設として稼働しています。

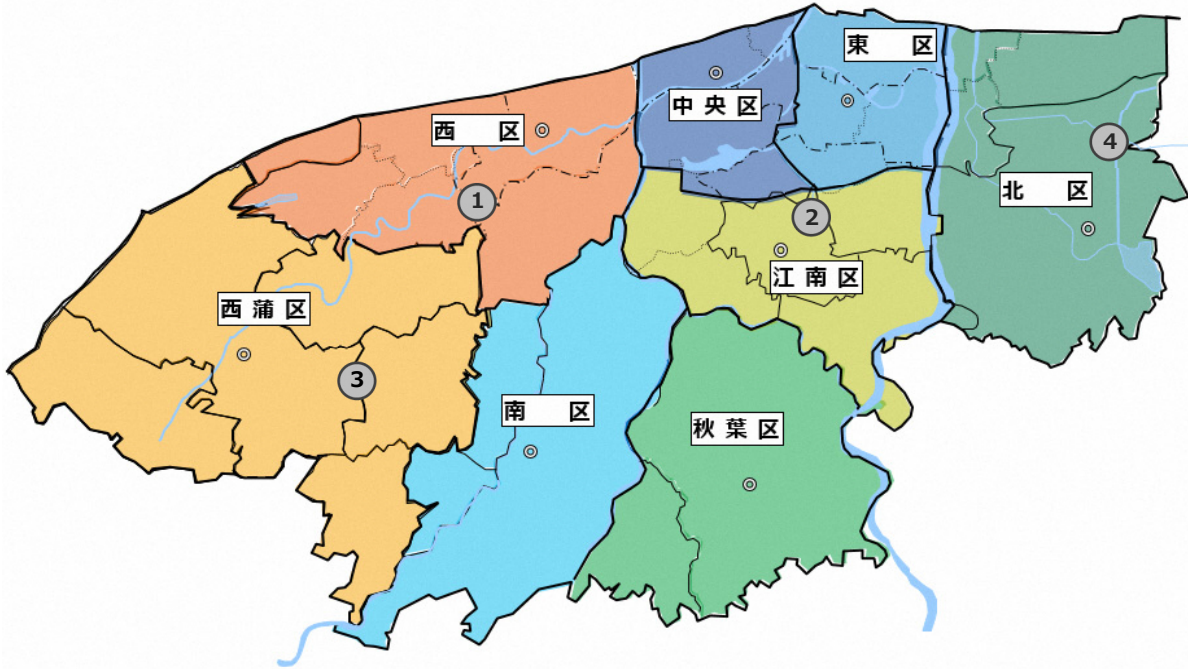


図 7 焼却施設配置

表 14 焼却施設一覧

施設名称	処理方式	規模	竣工年月	平成30(2018)年度処理量(t)
①新田清掃センター	ストーカ炉+ 灰溶融炉 (24h/日 運転)	焼却 330t/日 (110t/日×3 炉) 灰溶融 36t/日 (18t/日×2 炉)	平成24 (2012) 年 3 月	87,748
②亀田清掃センター	流動床炉 (24h/日 運転)	390t/日 (130t/日×3 炉)	平成9 (1997) 年 3 月 ※H24~H27 に基 幹改良工事を実施	96,916
③鎧漕クリーンセンター	シャフト炉式ガス化 溶融炉 (24h/日 運転)	120t/日 (60t/日×2 炉)	平成14 (2002) 年 3 月	17,960
④豊栄郷清掃施設処理組合 豊栄環境センター	ストーカ炉 (16h/日 運転)	130t/16h (40t/16h×2 炉 + 50t/16h)	昭和55 (1980) 年 12 月	12,737*

※聖籠町分を除く

1.6.3 中間処理(破碎・選別等)施設

中間処理施設は、新田清掃センター、亀田清掃センター、鎧瀉クリーンセンター、資源再生センター（エコプラザ）、豊栄郷清掃施設処理組合の5施設体制が稼働しています。

なお、平成28（2015）年に新津クリーンセンター、平成31（2018）年に白根グリーンタワーの破碎機能を停止しました。

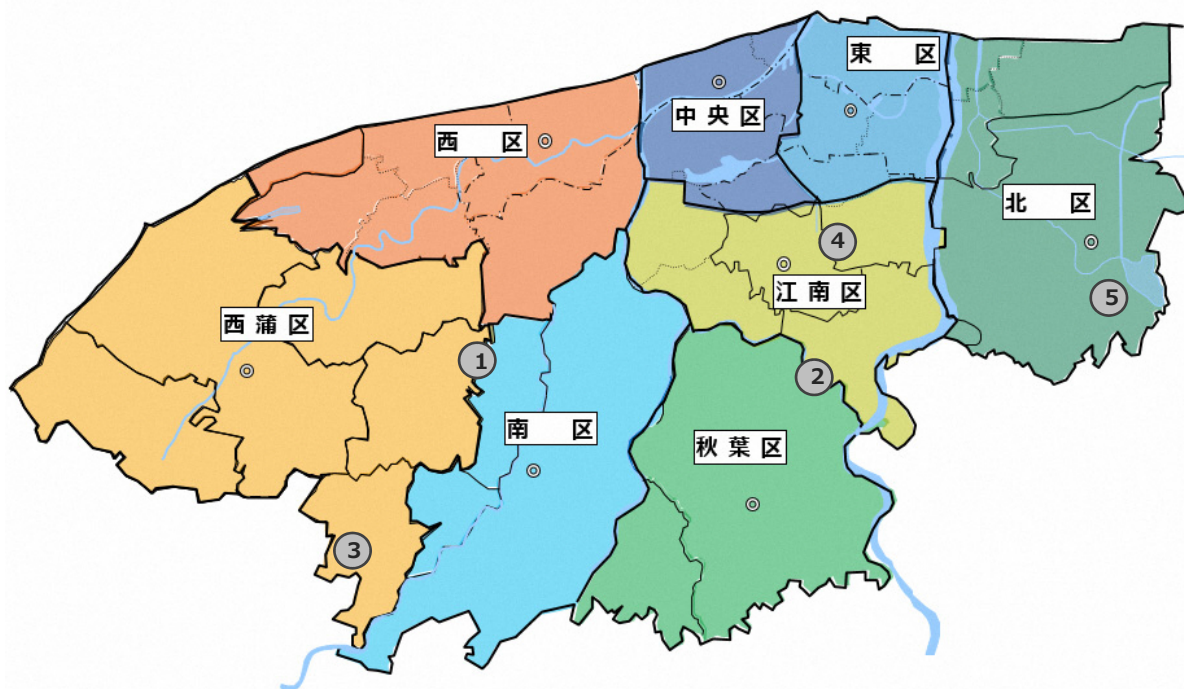


図 8 中間処理(破碎・選別等)施設配置

表 15 中間処理(破碎・選別等)施設一覧

施設名称	処理方式	規模	竣工年月	平成30(2018)年度処理量(t)
①新田清掃センター	縦型高速回転式細破碎機 二軸低速回転式粗破碎機	170t/5h 85t/5h×2系 縦型高速 5t/5h×1系 二軸低速	平成12(2000)年 3月	6,338
②亀田清掃センター	横型回転式破碎機 剪断式破碎機	50t/5h 45t/5h×1系 横型 5t/5h×1系 剪断	平成9(1997)年 3月	6,683
③鎧瀉クリーンセンター	缶 機械選別・圧縮	7t/5h	平成14(2002)年 3月	136
④資源再生センター (エコプラザ)	機械選別(スチール・アルミ缶)・ 圧縮	60t/5h 30t/5h×2系	平成8(1996)年 3月	1,477
⑤豊栄郷清掃施設処理組合 豊栄環境センター	衝撃剪断式	30t/5h	昭和62(1987)年 3月	689※

※聖籠町分を除く

1.6.4 最終処分場

現在、第4赤塚埋立処分地、太夫浜埋立処分地、福井埋立処分地の3施設が稼働しており、豊栄郷清掃施設処理組合の処分場を含め4施設が稼働しています。

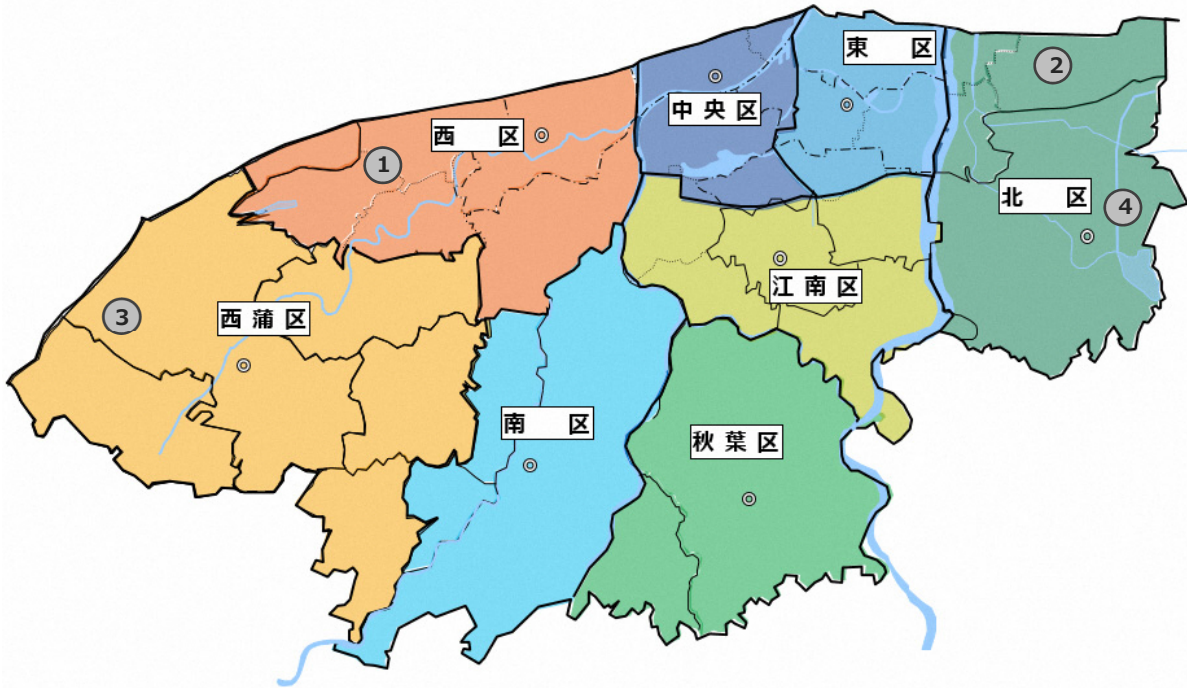


図 9 最終処分場配置

表 16 最終処分場一覧

施設名称	施設容量	埋立構造	竣工年月	平成30(2018)年度埋立量(t)	平成30(2018)年度末残容量
①第4赤塚埋立処分地	492,000m ³	準好気性 平地埋立	平成24(2012)年 3月	10,423	427,181 m ³
②太夫浜埋立処分地	237,500m ³	準好気性 平地埋立	平成13(2001)年 3月	10,881	46,634 m ³
③福井埋立処分地	97,690m ³	準好気性 山間埋立	昭和58(1983)年 8月	912	30,997 m ³
④一般廃棄物処分場江楓園 (豊栄郷清掃施設処理組合)	80,910m ³	準好気性 平地埋立	平成4(1992)年 3月	2,045※	10,999 m ³

※聖籠町分を除く

1.6.5 環境教育施設

資源再生センター（エコプラザ）は、飲食用缶の処理機能に加え、不用品の有効活用とごみ減量意識の向上・定着を図るために、ごみ減量やリサイクルについて学習、体験ができる啓発施設としての機能を併せ持っています。

また、家庭で不用になった家具などを市民から無償で提供してもらい、清掃と簡単な補修を行ったのち展示し、抽選により提供するリサイクル品提供事業を資源再生センター、新田清掃センター、鎧瀧クリーンセンターで行っています。

表 17 環境教育施設

施設名称	実施事業
資源再生センター （エコプラザ）	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル品提供事業 ・リサイクル情報登録バンク ・環境啓発講座・講習会の開催 ・施設貸出 ・図書・ビデオ・DVD の貸出 ・施設見学案内 
新田清掃センター	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル品提供事業 ・図書・ビデオ・DVD の貸出 ・施設見学案内 
鎧瀧クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル品提供事業 ・施設見学案内 

第2章 現状と課題

2 ごみ処理編

第2章

現状と課題

2.1 現状

2.1.1 人口と世帯数の動向

平成 30 (2018) 年 10 月の人口 (国勢調査人口) は 800,582 人で、平成 23 (2011) 年 10 月より 11,876 人減少する一方で、世帯数は増加傾向にあり、平成 30 (2018) 年 10 月では 338,402 世帯となりました。

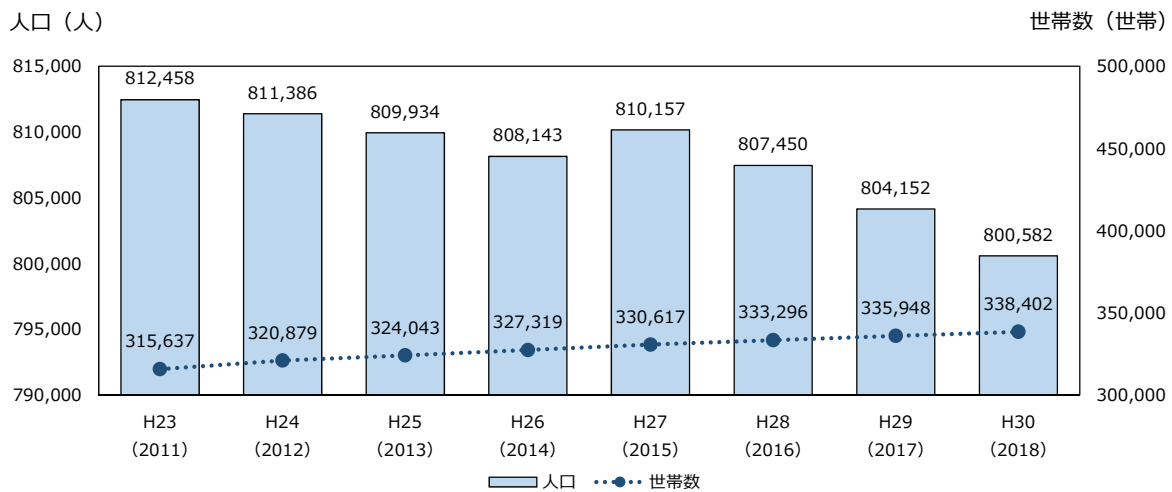
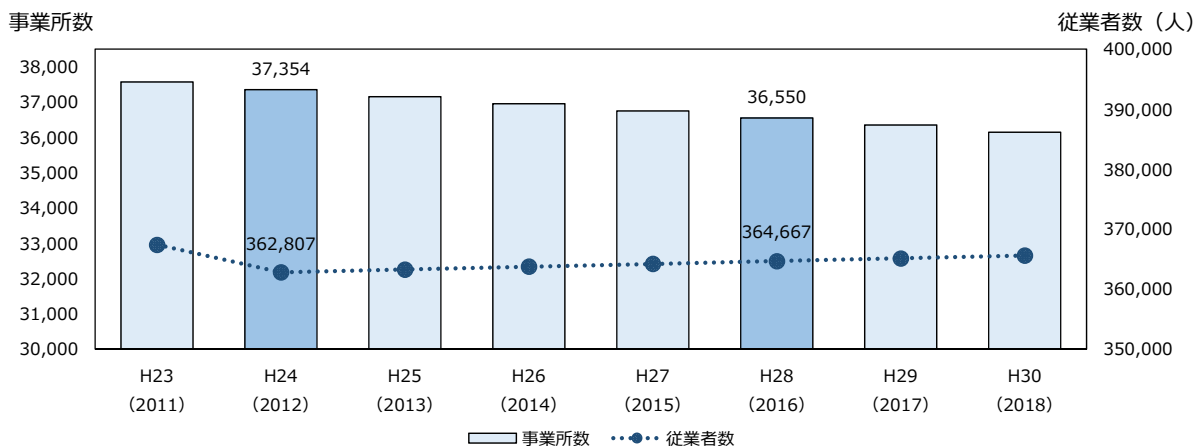


図 10 人口・世帯数の推移

2.1.2 事業所数・従業者数の動向

平成 28 (2016) 年度の事業所数は 36,550、従業者数は 364,667 人となっており、近年の経済状況、事業所の大規模化・集約化の影響により、事業所数は減少傾向にあるものの、従業者数は増加傾向を示しています。



※平成 24 年度、28 年度経済センサスより引用。その他の年は年度間平均による参考値

図 11 事業所数・従業者数の推移

2.1.3 ごみ総排出量

ごみ及び資源物を併せたごみ総排出量は平成 30（2018）年度で 294,068t になっており、平成 23（2011）年度より約 1 割減少しています。

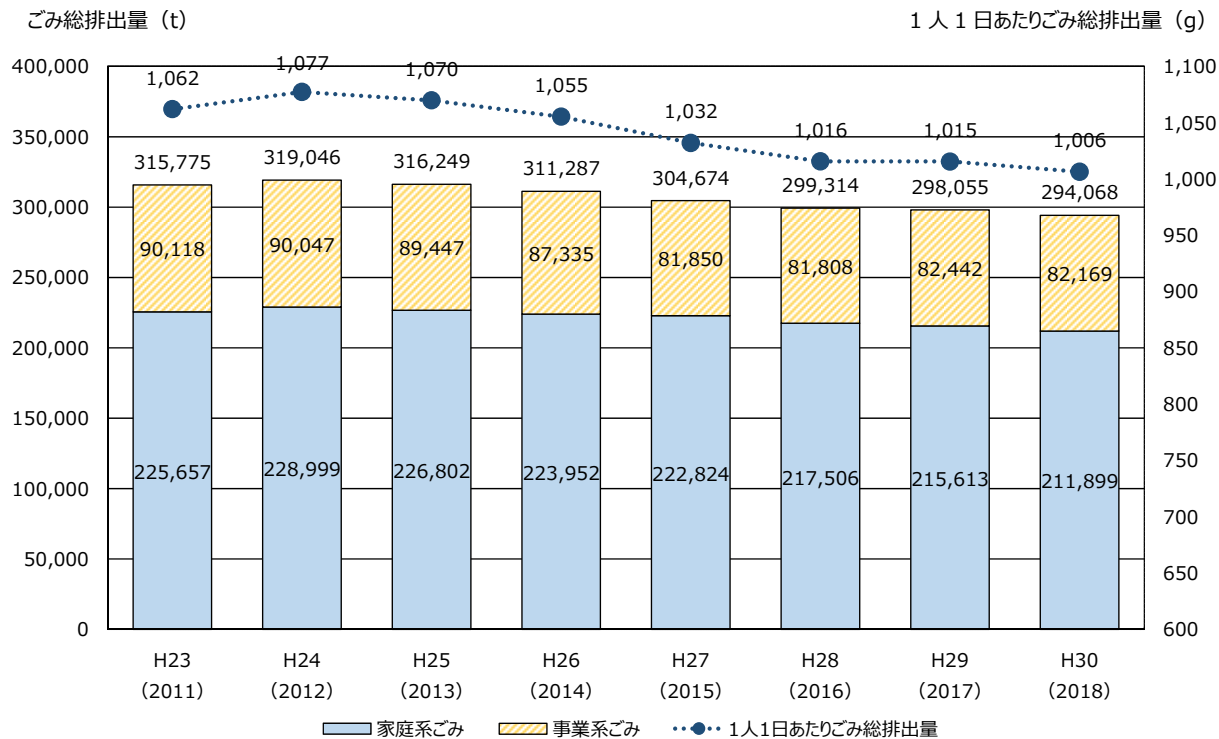


図 12 ごみ総排出量の推移

2.1.4 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみの排出量は、平成 24 (2012) 年度以降は減少傾向にあり、平成 30 (2018) 年度実績で 211,899t となっています。

ごみ(燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ)の量については、平成 30 (2018) 年度で 130,674t と減少傾向にありますが、処理施設への直接搬入ごみは増加傾向にあります。

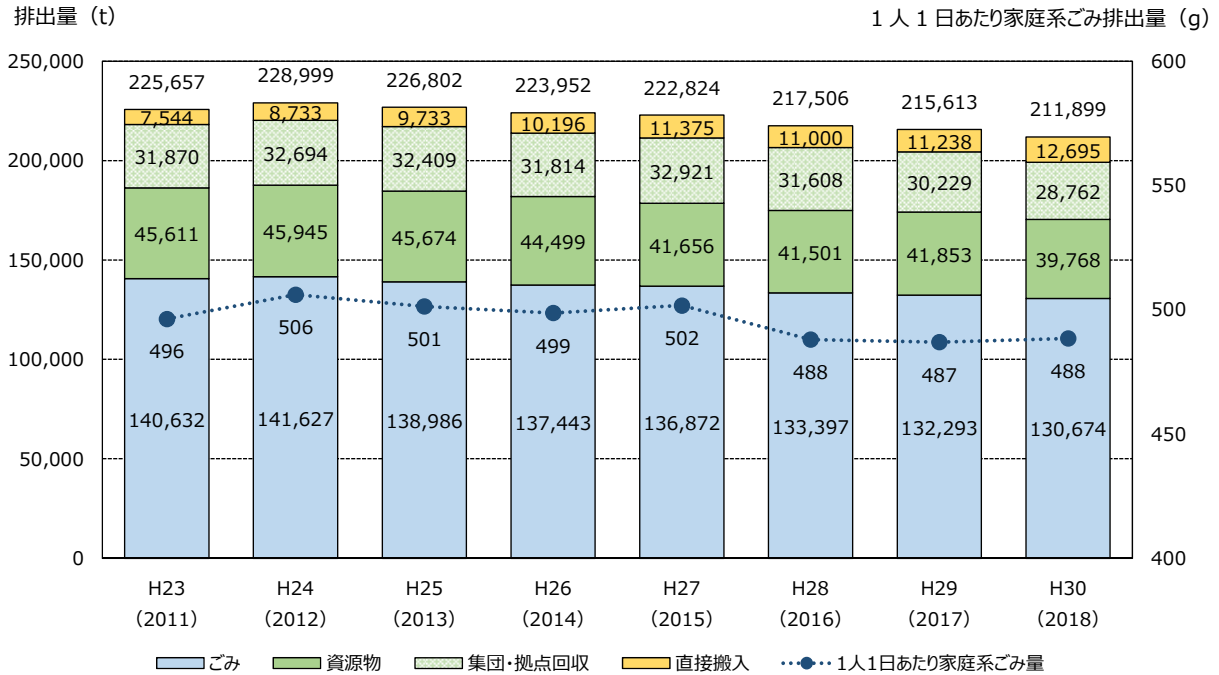


図 13 家庭系ごみ排出量の推移

表 18 家庭系ごみ排出量の推移

		H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	
収集	人口	812,458	811,386	809,934	808,143	806,607	807,450	804,152	800,582	
	ごみ	燃やすごみ	133,511	133,953	131,447	130,589	130,198	127,050	125,886	123,699
		燃やさないごみ	3,856	4,211	4,009	3,731	3,674	3,478	3,502	3,849
		粗大ごみ	3,265	3,463	3,530	3,123	3,000	2,869	2,905	3,126
	計	140,632	141,627	138,986	137,443	136,872	133,397	132,293	130,674	
	平成23(2011)年度比(%)	100.0	100.7	98.8	97.7	97.3	94.9	94.1	92.9	
資源物	45,611	45,945	45,674	44,499	41,656	41,501	41,853	39,768		
集団・拠点回収	31,870	32,694	32,409	31,814	32,921	31,608	30,229	28,762		
小計	218,113	220,266	217,069	213,756	211,449	206,506	204,375	199,204		
直接搬入	ごみ	7,226	8,384	9,354	9,771	10,930	10,545	10,724	12,189	
	資源物	318	349	379	425	445	455	514	506	
	小計	7,544	8,733	9,733	10,196	11,375	11,000	11,238	12,695	
合計	225,657	228,999	226,802	223,952	222,824	217,506	215,613	211,899		
平成23 (2011) 年度比(%)	100.0	101.5	100.5	99.2	98.7	96.4	95.5	93.9		

※平成 27 (2015)年度までの人口は、平成 22 (2010) 年度国勢調査基準による。

2.1.5 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、平成 30（2018）年度実績で 82,169t となっており、平成 27（2015）年 4 月から本格実施された「新・事業系廃棄物処理ガイドライン」により大幅に削減されましたが、近年は横ばいとなっています。

排出量 (t)

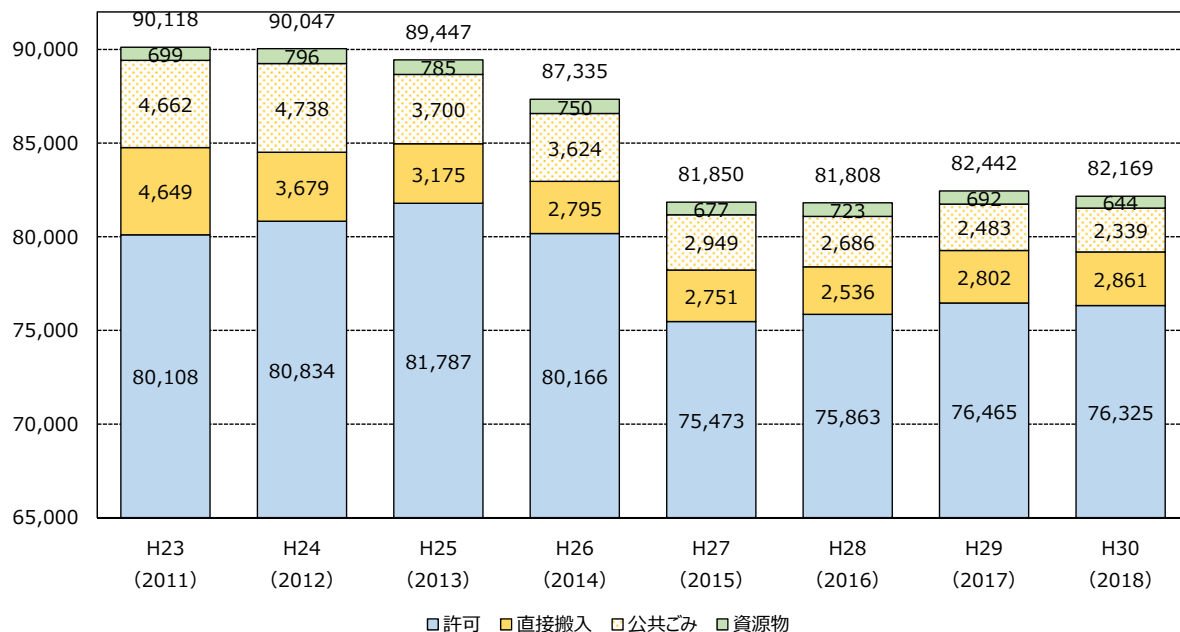


図 14 事業系ごみ排出量の推移

表 19 事業系ごみ排出量の推移

		H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
可燃	許可	73,010	74,268	75,706	74,970	73,899	74,421	74,697	74,696
	直接搬入	3,600	2,335	2,185	2,010	1,934	1,837	1,900	1,749
	公共ごみ	2,031	1,966	1,098	907	491	491	542	514
不燃	許可	6,407	6,028	5,531	4,565	974	1,017	1,073	1,099
	直接搬入	570	510	523	466	387	263	287	257
	公共ごみ	444	113	82	68	101	51	45	61
直接埋立	許可	691	538	550	631	600	425	695	530
	直接搬入	479	834	467	319	430	436	615	855
	公共ごみ	2,187	2,659	2,520	2,649	2,357	2,144	1,896	1,764
資源物		699	796	785	750	677	723	692	644
合計		90,118	90,047	89,447	87,335	81,850	81,808	82,442	82,169
平成 23 (2011) 年度比(%)		100.0	99.9	99.3	96.9	90.8	90.8	91.5	91.2

2.1.6 ごみ処理・処分量の推移

ごみ処理・処分量は、ごみ総排出量減少に伴い、いずれも減少傾向にあります。平成 30 (2018) 年度の処理量は 292,850 t (焼却量 215,361t、資源化量 77,489t)、処分量 (埋立量) は 24,261 t、リサイクル率は 26.4%となっています。

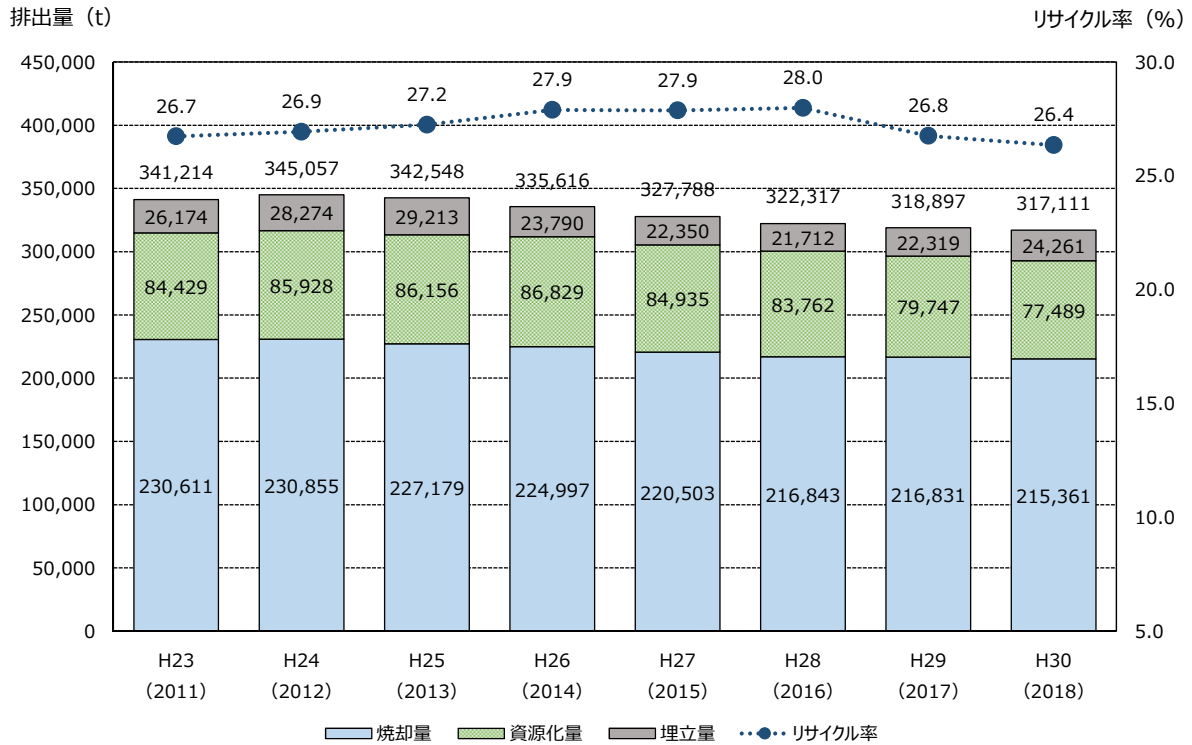


図 15 ごみ処理・処分量の推移

2.1.7 家庭系ごみの組成

(1) 燃やすごみ

平成 30（2018）年度「ごみ・資源組成調査」では、生ごみと紙類が全体の 63.7%を占めており、生ごみのうちの 39.5%は食べ残しなど「食品ロス」と言われる可食部（手付かず食品・食べ残し・調理くず（過剰除去））です。また、紙類の約半分は新聞紙や紙パックなど分別すれば資源化できるものです。

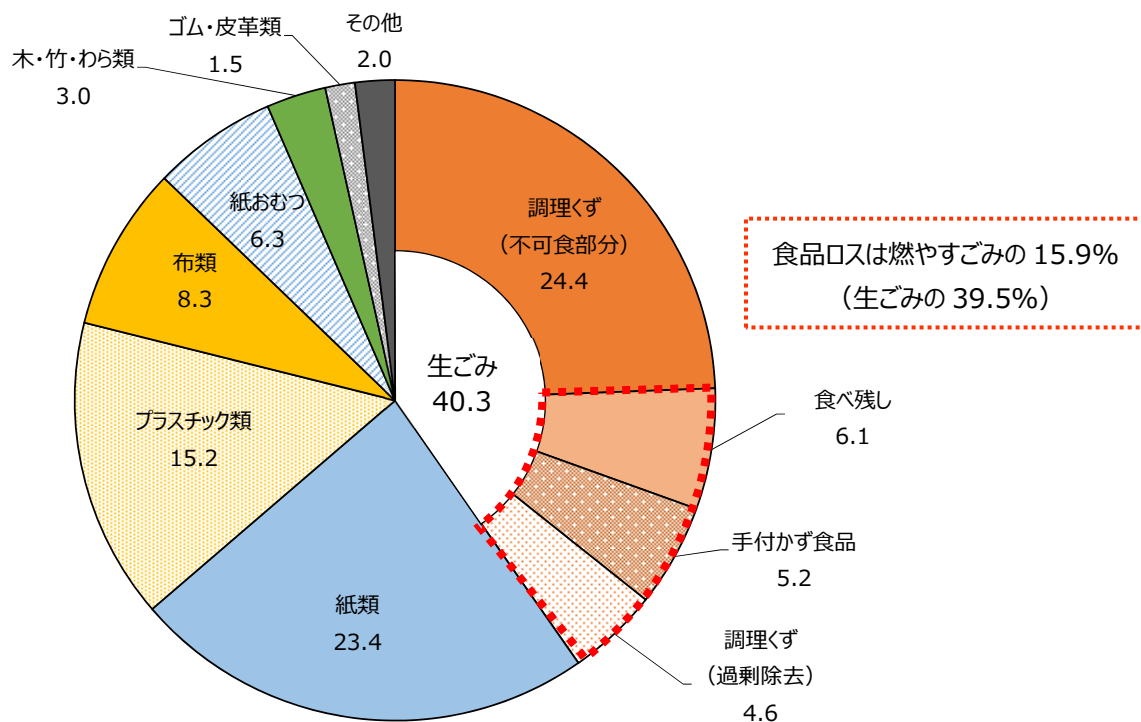


図 16 燃やすごみの組成

【コラム 1】食品ロスとは？

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。食品ロスには、使い切れずに捨ててしまう手付かず食品、食べ残しや調理時の過剰除去が該当します。

日本の 1 年間の食品廃棄物のうち約 2 割は食品ロスと言われており、また、世界的に見ても日本の国民 1 人あたりの食品ロス量は決して少なくありません。

本市においても、平成 30 年度「ごみ・資源組成調査」によると、生ごみの中に食品ロスに該当するものが約 4 割含まれているという結果が出ています。これは、年間で約 35,950t、1 人 1 日あたりに換算すると 123g となり、ごはん茶わん約 1 杯分を毎日捨てていることに相当します。

食品ロスを減らすためには、市民一人ひとりの意識が大切です。買い物時に食材を買いすぎない、料理を作る際に作りすぎない、作った料理を食べ切ることなど、日々の生活の中でこころがけましょう。



(2) 燃やさないごみ

「ごみ・資源組成調査」では、金属類が全体の52.4%を占めています。また、びん・缶類など分別すれば資源化できるものが3.0%あります。

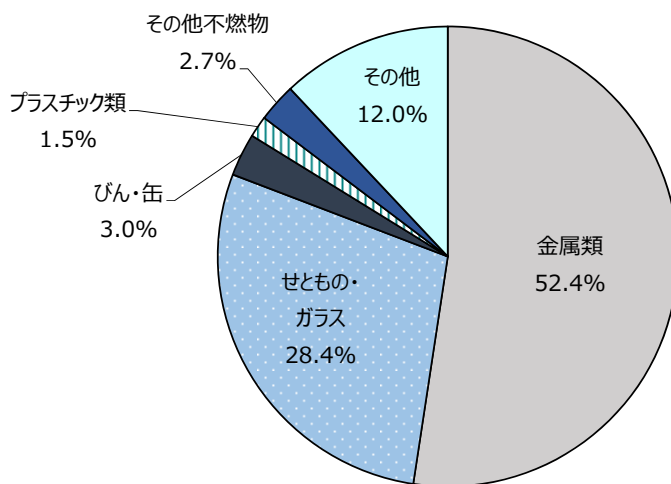


図 17 燃やさないごみの組成

(3) プラマーク容器包装

「ごみ・資源組成調査」では、容器包装以外の混入は少ないですが、分別収集の対象であるペットボトルがプラマーク容器包装として排出されています。

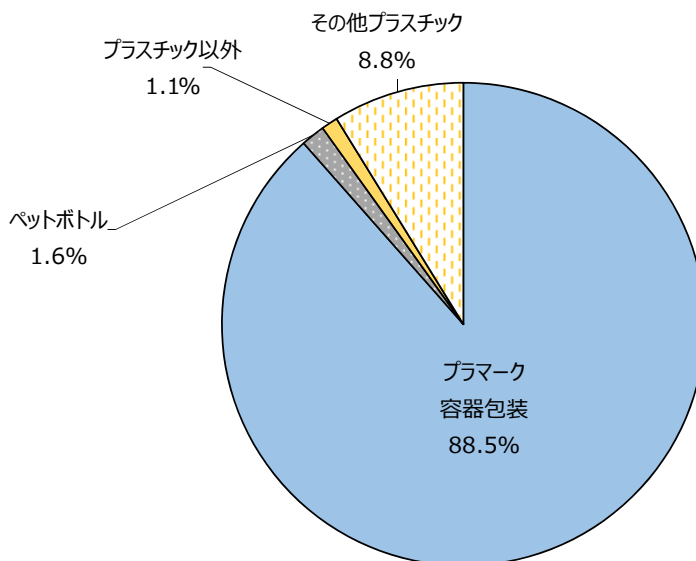


図 18 プラマーク容器包装の組成

2.1.8 事業系ごみの組成

(1) 可燃ごみ

「ごみ・資源組成調査」では、生ごみと紙類の割合が非常に高く、全体の71.6%を占めています。

生ごみの46.2%が「食品ロス」です。また、紙類のうち約半分は新聞紙など分別すれば資源化できるものです。

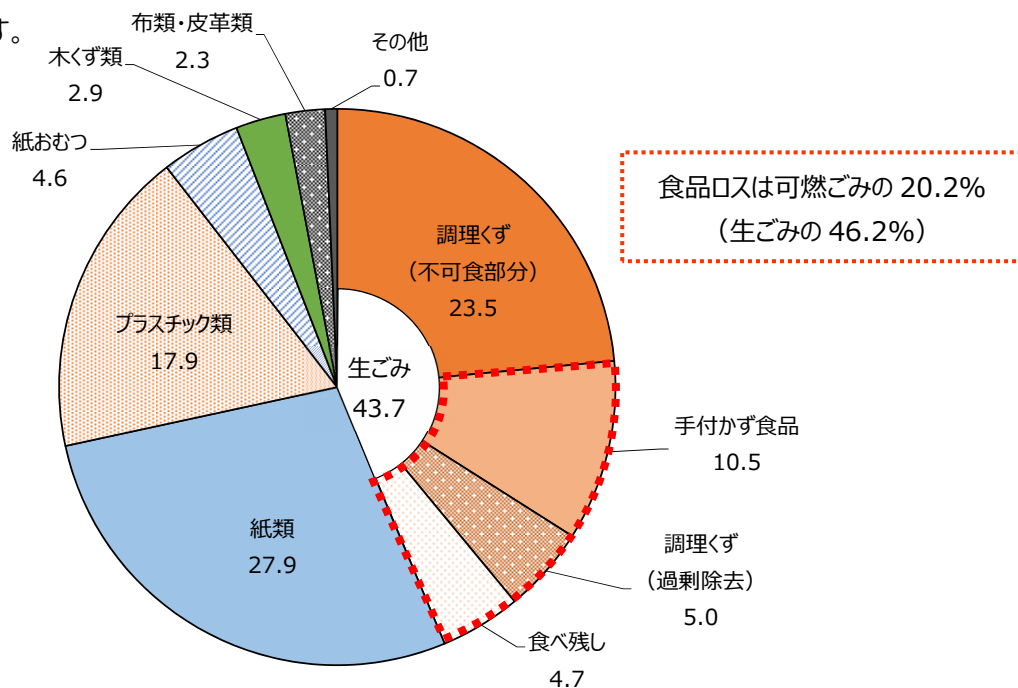


図 19 可燃ごみの組成

(2) 不燃ごみ

「ごみ・資源組成調査」では、組成割合はガラスくずが最も多く45.5%となっています。

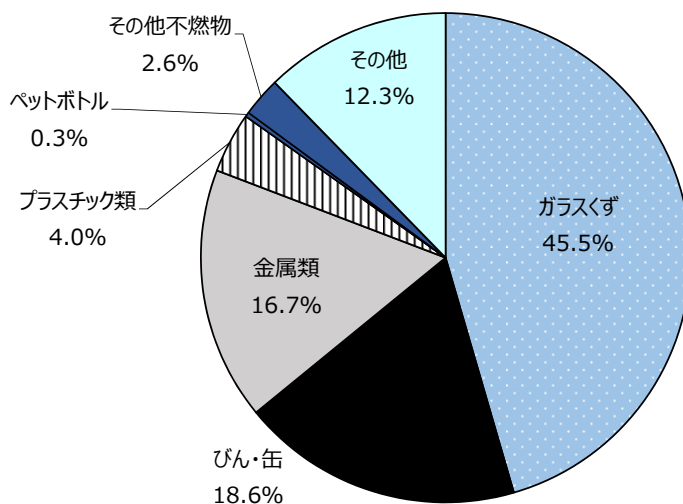


図 20 不燃ごみの組成

2.1.9 焼却施設の稼働状況

(1) 焼却施設の稼働状況

現在、4 施設が稼働しています。白根グリーンタワー及び新津クリーンセンターの焼却施設を停止したことから、施設の稼働率は上昇傾向にあります。

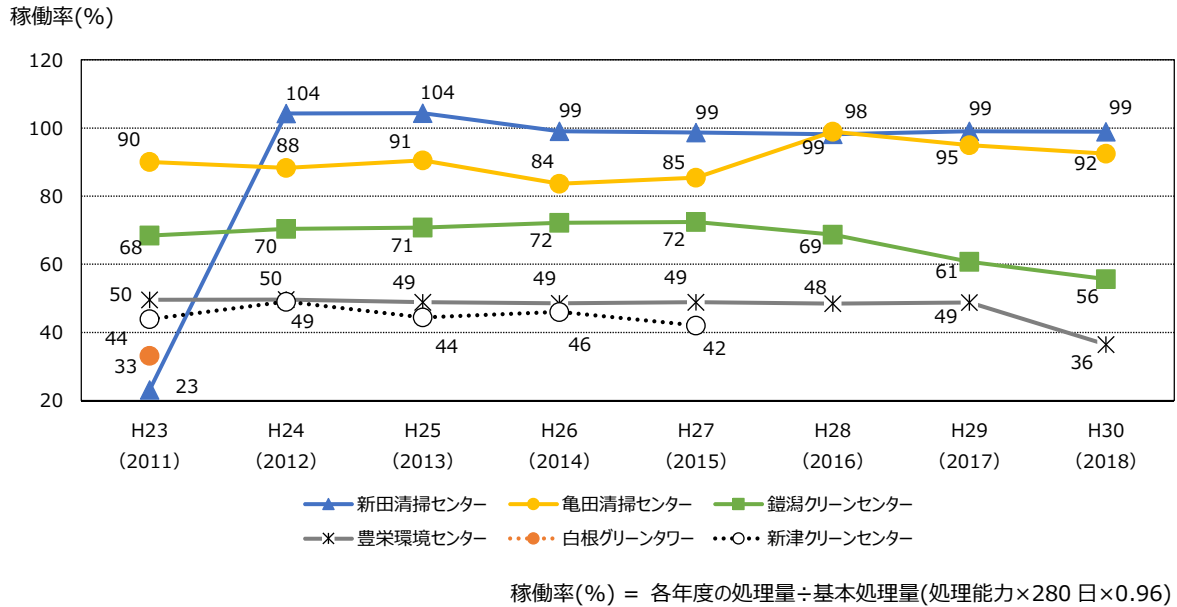


図 21 焼却施設の稼働状況

(2) 焼却施設の発電状況

新田清掃センター、亀田清掃センター、鎧漕クリーンセンターの3施設では、焼却余熱を利用した発電を行っています。施設内の消費電力のほか、余剰電力については電力会社に売却しています。なお、新田清掃センターでは、令和元(2019)年11月から売電した電力は地域新電力事業を通じて、市内の公共施設で活用しています。

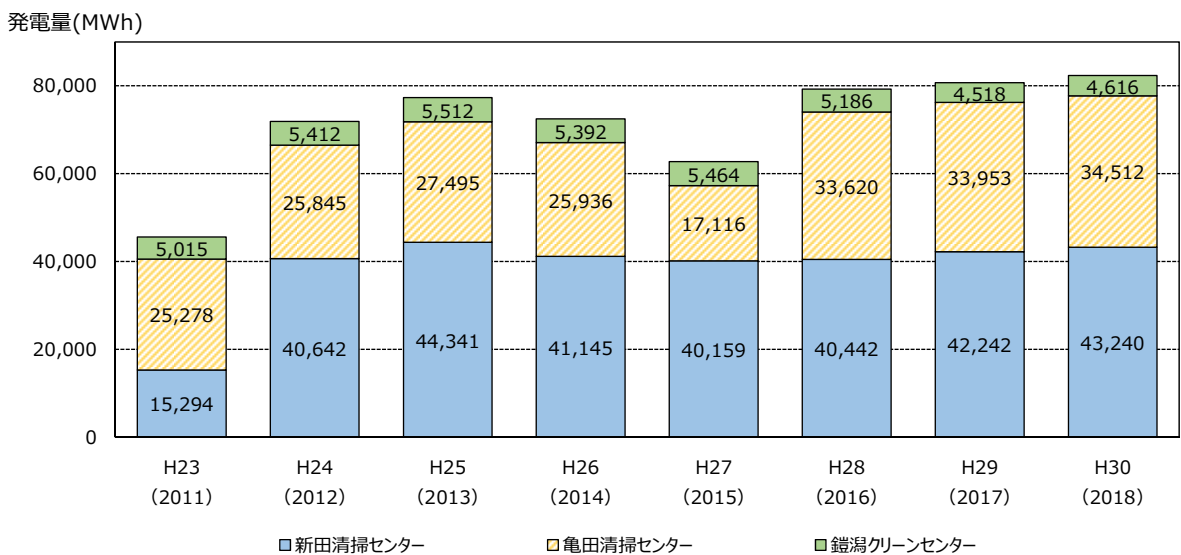
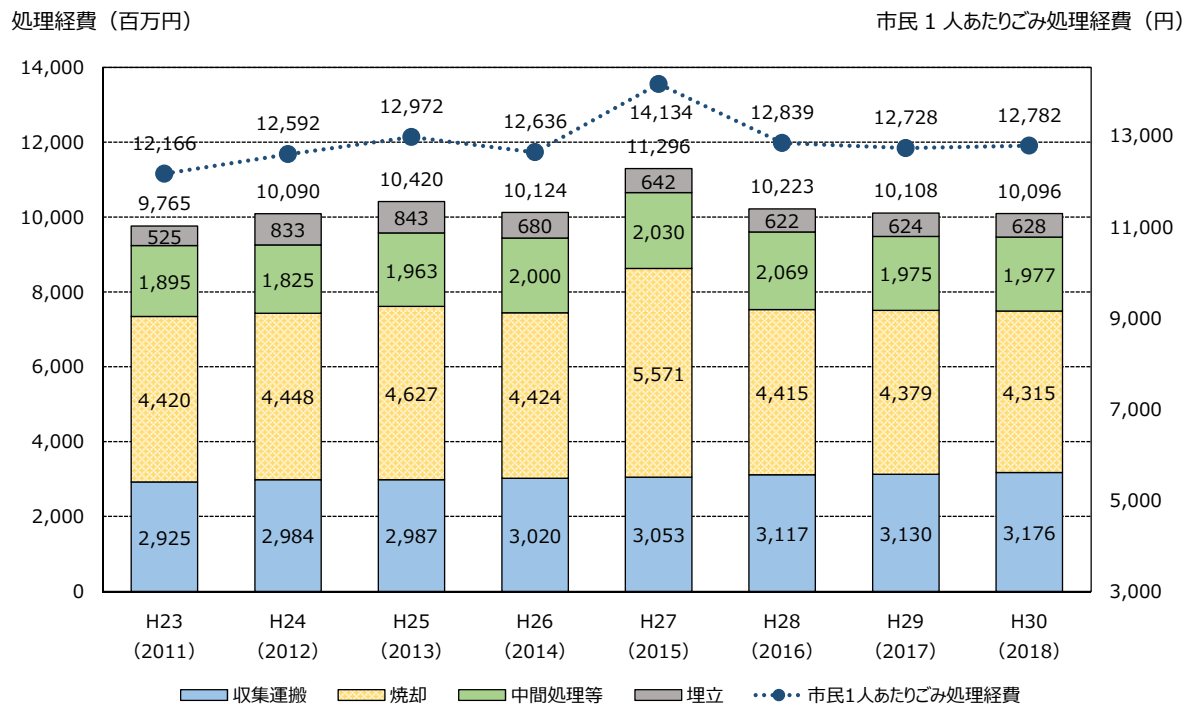


図 22 焼却施設の発電量の推移

2.1.10 ごみ処理経費

平成 30 (2018) 年度のごみ処理経費（し尿・浄化槽汚泥及び産業廃棄物の適正処理に関する経費を除く）は約 101 億円です。また、市民 1 人あたりのごみ処理経費は約 12,782 円となっており、近年はほぼ横ばいとなっています。



※平成 27(2015)年度は亀田焼却施設の基幹改良工事で更新した旧設備の未償却残高を経費に算入したため、増加しました。

図 23 ごみ処理経費の推移

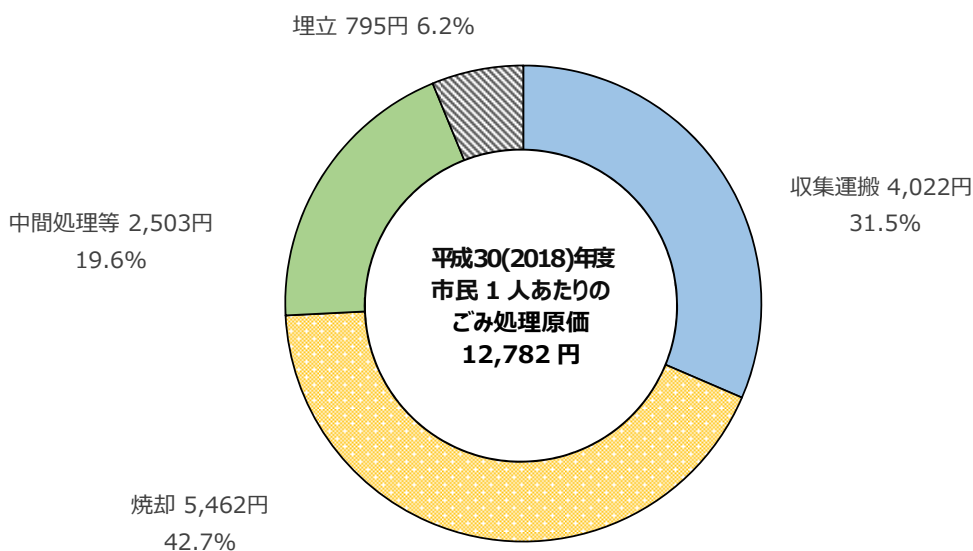


図 24 平成 30(2018)年度市民 1 人あたりの処理原価

2.1.11 他政令市との比較

(1) ごみの排出量について

他の政令市平均と比較すると、平成 29 年度では 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ量は多く、事業系ごみ排出量は少ない状況です。これは平成 27 (2015) 年 4 月から本格実施された「新・事業系廃棄物処理ガイドライン」によるごみ減量効果と考えられます。

(2) 資源化について

リサイクル率は、他の政令市平均に比べて高くなっています。これは、資源物の分別収集が定着していると考えられます。

(3) 最終処分について

最終処分率は、他の政令市平均に比べて低くなっています。リサイクル率が高いことや、焼却処理率が低いことなどから、最終処分量を削減できていると考えられます。

表 20 他政令市との比較(平成 29(2017)年度実績)

項目	算出方法	単位	H29 (2017) 実績	
			新潟市	他政令市平均
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ量	(家庭系ごみ収集量+家庭系直接搬入量)÷総人口÷年間日数	g/人・日	741	605
1 人 1 日あたりの事業系ごみ量	(事業系ごみ量)÷総人口÷年間日数	g/人・日	283	348
1 人 1 日あたりのごみ総排出量	(ごみ総排出量)÷総人口÷年間日数	g/人・日	1,025	953
リサイクル率	(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷ごみ総排出量×100	%	26.8	19.9
最終処分率	最終処分量÷ごみ総排出量	%	7.49	9.55
焼却処理率	焼却処理量÷ごみ総排出量	%	72.7	83.6
1 人あたりのプラスチック類焼却時の二酸化炭素排出量	{焼却ごみ量×(1-水分率 ^{※1})×焼却ごみ組成比率 ^{※2} ×排出係数 ^{※3} }÷総人口 ※1 水分率・組成率ともに施設処理量の加重平均値 ※2 ビニール、合成樹脂、ゴム・皮革類 ※3 排出係数=2.765t-CO ₂ /t	Kg-CO ₂ /人	67.5	104.4
1 人あたりの処理原価	廃棄物処理事業経費(市町村+組合負担金)÷人口	円/人	12,728	12,186
焼却量あたりエネルギー回収量	{総発電量(熱量換算)+余熱利用量}÷焼却量 京都市、堺市、広島市は熱利用量不明のため除く	MJ/t	1,340	2,432
ごみの分別数		区分	13	10

- ・実績は、平成 29 (2017) 年度環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」を基に独自で算出。
- ・他都市と比較可能な数値を採用したため、他頁及び各市が発表している数値と異なる場合があります。

2.2 前計画の総括

2.2.1 前計画の概要

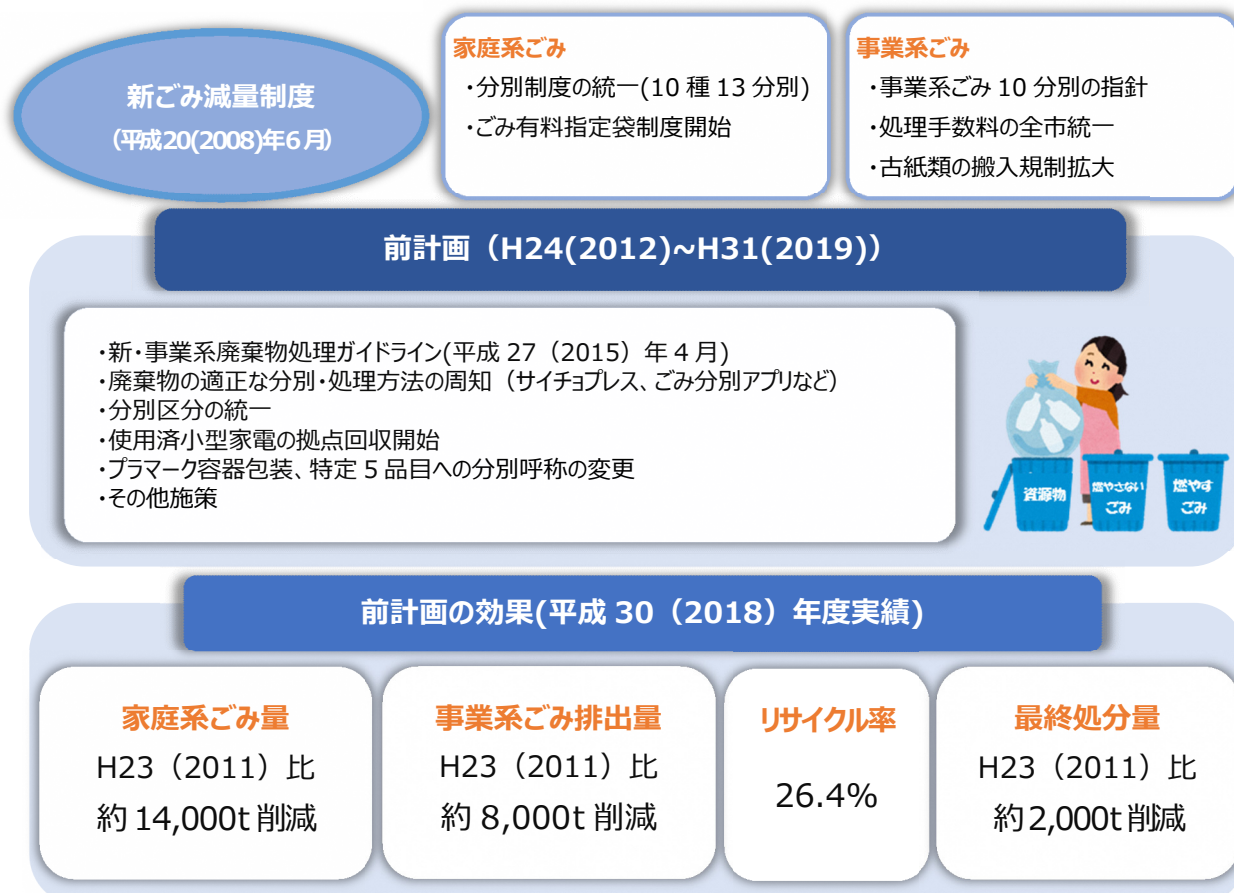
前計画では、「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」を基本理念に、基本方針では「家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働」「事業系ごみの排出抑制と資源化の推進」「違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進」「収集・処理体制の整備」を掲げました。

また、取り組みを把握・評価するため、「家庭系ごみ量（1人1日あたり）」「事業系ごみ排出量」「リサイクル率」「最終処分量」の4つの数値目標を設定し、「廃棄物分野のCO₂排出量」を参考指標として設定しました。

これらの目標を達成するため、4つの基本方針のもとに基本施策を設定し、これらを実現するため個別施策を実施しました。

この結果、ごみ量が削減されたほか、人口50万人以上の都市の中でリサイクル率が第2位を維持し続けています。

このようにごみ量が大きく減少し、他都市と比較して高いリサイクル率となったことは、市民一人ひとりが高い環境意識を持ち、継続してごみの減量・リサイクルに取り組んでいることによるものだと考えられます。



2.2.2 前計画の目標達成状況

平成 30（2018）年度の実績では、最終目標を達成することが難しい状況です。

表 21 数値目標の達成状況

区分	実績			最終目標
	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)
①家庭系ごみ量（1人1日あたり）※ ¹ (g/人・日)	488	487	488	474
②事業系ごみ排出量※ ² (t)	78,399	79,267	79,186	74,500
③リサイクル率※ ³ (%)	28.0	26.8	26.4	30.9
④最終処分量 (t)	21,712	22,319	24,261	21,800
(参考指標) 廃棄物分野のCO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /年)	73,609	71,073	71,994	73,100

※¹ (燃やすごみ+燃やさないごみ+粗大ごみ+直接搬入ごみ(有料分)) ÷ 人口 ÷ 年間日数 × 10⁶

※² 事業系ごみ総排出量 - (公共ごみ(一斉清掃ごみ等) + 資源物)

※³ 資源化量 ÷ ごみ総排出量

2.3 前計画の施策の成果と課題

2.3.1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働

資源とごみの情報紙「サイチョプレス」の発行や、ホームページ、SNS を活用した情報発信をはじめ、平成 26（2014）年度末には新たにごみ分別アプリを公開するなど、ごみ減量・リサイクルに関する情報を積極的に提供してきました。

平成 25（2013）年度には、分別呼称が分かりにくかった「プラスチック製容器包装」を「プラマーク容器包装」に、「有害・危険物」を「特定 5 品目」に変更したことにより、燃やすごみに含まれる資源物の割合を減少することができました。

また、3Rのうち最も優先順位が高いリデュースの浸透を図るため、市民や事業者に対しマイバッグやマイボトル等の普及に向けた働きかけを行いました。リユースやリサイクルの取り組みも継続し、平成 24（2012）年度から使用済小型家電の拠点回収も開始しました。

生ごみ減量に関しては、生ごみの水切りや地域でのリサイクル活動など市民・事業者と一体となって取り組みました。

クリーンにいがた推進員制度により、地域と一体となって美化及び分別意識の向上を図るなど、市民・事業者・市が一体となって3R運動を展開できる体制の整備に努めました。

一方、燃やすごみに資源化可能な品目（紙類、プラマーク容器包装、布類）が排出されていることから、さらなる分別の推進が必要であり、その実現に向けて効果的な広報手段を検討する必要があります。

さらに、外国人居住者が増加する中で、分別・ごみ出しルールなどの啓発は、言語や習慣の違いを踏まえ、適切に周知していくことが必要です。

生ごみリサイクルについてはいくつかの取り組みを推奨していますが、今後は発生抑制につながる食品ロスの削減に向けた取り組みを進める必要があります。

また、クリーンにいがた推進員制度は、地域によって活動内容の差が見受けられることや、高齢化による地域の人材不足も大きな課題です。

2.3.2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

事業系ごみの分別が進むよう、事業所からの問い合わせを参考に、新・事業系廃棄物処理ガイドラインを作成しました。

また、排出事業者に対する訪問指導等の取り組みをより充実させ、分別状況の把握や改善を直接促すことで、具体的な個別指導が図られました。

施設に搬入される事業系ごみについては、排出事業者に対する資源物の搬入規制を徹底し、排出抑制・資源化への誘導等を行ったほか、展開検査により廃プラスチック等の産業廃棄物の混入防止を図ったことにより、資源物や産業廃棄物の混入率を大幅に減少することができました。

これらの取り組みにより、事業系ごみは大幅に減量しましたが、近年は横ばいとなってい

ます。事業系可燃ごみに資源化可能な品目が排出されている状況があることから、今後、さらなる分別の推進が必要です。さらに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）の施行など国の動向を注視し、可燃ごみのさらなる減量を図ることも必要です。

また、ごみ減量に関する優良事業者を評価する「3R優良事業者認定制度」を導入しましたが、認定を受けた事業者の多くが大規模事業者であるため、今後は中・小規模事業者にも制度を浸透させ、3Rに取り組む後押しとなるよう内容を見直す必要があります。

2.3.3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進

違反ごみ対策には、ごみ出しに関する情報提供とモラルの啓発が必要であることから、広報活動により、ごみ出しルールが守られる環境整備に努めました。

また、安心・安全なごみ出しができる環境を確保するため、ごみ集積場からの持ち去り行為の禁止について取り締まりを強化し、資源ごみ等の収集日に合わせた日常的なパトロールを実施した結果、持ち去り行為が減少しました。

地域一斉清掃や自主的な美化活動を支援し、地域の生活環境の保全に努めたほか、ぼい捨て等の防止に向けた取り組みも行いました。

一方、平成30（2018）年度に実施した市民意識アンケート調査において、地域一斉清掃等へ「参加したことがない」との回答が半数を超えていることから、一人ひとりへの環境美化意識の醸成を図る必要があります。

また、地域の環境美化活動を支援する地域清掃活動費等補助金の活用を促す一方、ふさわしい支援の水準や対象について検討する必要があります。

ぼい捨て多発地点を中心としたパトロールなどを日々行っていますが、限られた人員での実施体制となっているため、広域かつきめ細やかな対応ができていないことも課題です。

2.3.4 収集・処理体制の整備

施設の更新・延命化や統廃合により、効率的な処理に努めました。その結果、処理施設の消費電力低減、発電量増加等が図られ、温室効果ガス排出量を削減しました。

また、災害発生時において迅速に対応するため、廃棄物分野における災害に備えた事前の体制整備として、平成27（2015）年度に「新潟市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

一方、集合住宅の増加、高齢者などのごみ出し対応による集積場の分散化により、集積場が年々増加していることや、燃やすごみの収集回数が他政令市と比較して多いことから、今後、持続可能な収集体制のあり方を検討する必要があります。

焼却施設では高効率な発電が可能であることから、新たに施設を整備する際には、エネルギー生産の最大化を図る必要があります。

また、二酸化炭素排出量が少ない廃棄物発電の市有施設等での活用を促進するなど、地域の低炭素化を図ることも必要です。

併せて、将来的にごみの減量が見込まれる状況であることから、安定的かつ効率的な処理

体制を構築するため、施設の更新とさらなる統廃合を検討する必要があります。

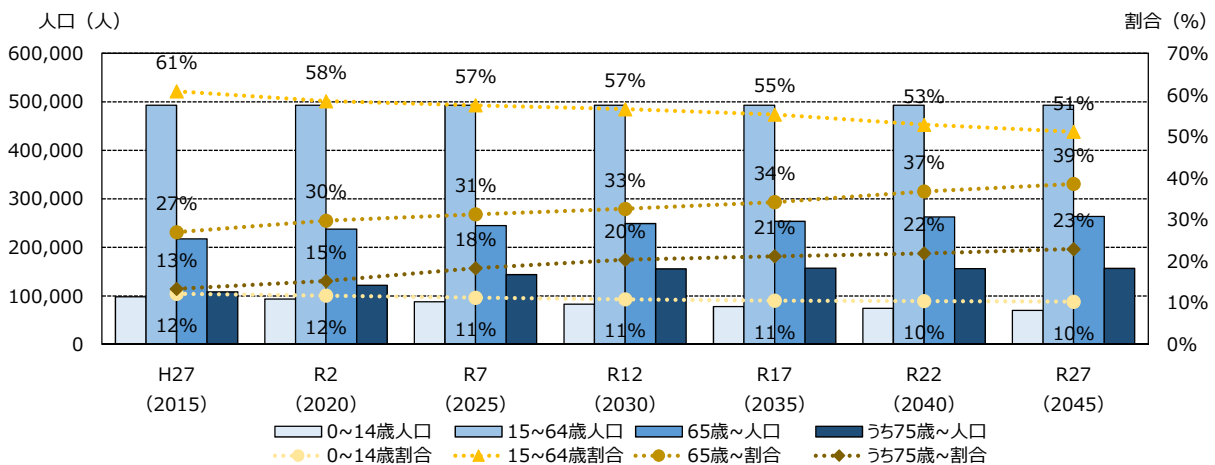
災害時に必要となる体制や処理能力等は災害廃棄物処理計画で定めているところですが、仮置場候補地の選定や関係団体等との協定締結など、今後は計画の実効性を高めていく必要があります。

また、現在のごみ処理施設は大規模災害時での運転は想定していませんが、新施設を整備する際は、災害時にも施設を稼働してごみ処理を継続できる施設にするとともに、焼却による発電や給湯を活用した避難所機能の検討を行う必要があります。

2.3.5 市民に対する支援体制の整備

超高齢社会が想定される中、現在は高齢者等へ地域との協働によるごみ出し支援を実施していますが、支援者も高齢者であるという現状から、現制度はもとより、持続可能な制度のあり方を検討していく必要があります。

また、乳幼児を養育する世帯、紙おむつ券が支給されている世帯、生活保護受給世帯及び在宅で腹膜透析を行う方の経済的負担軽減の目的で、家庭ごみ指定袋を支給していますが、社会情勢などを注視しながら、必要な方へ支援できる体制を整えていく必要があります。



出典) 平成 27 年度国勢調査結果による将来推計人口

図 25 年代別人口・割合の推移

2.3.6 ごみ処理手数料制度の効果的な運用

現在、ごみを処理施設へ直接搬入する際の手数料は、事業系は処理原価相当とし、家庭系はその半額程度の水準で設定しており、3年ごとに処理原価に基づき手数料を見直しています。

ただし、将来的には、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(以下「食品リサイクル法」という。)に基づく基本方針にも掲げられる資源循環リサイクル促進の観点からの見直しについても検討が必要です。

また、家庭ごみ手数料収入は、市民還元事業として活用していますが、有料化から 10 年

が経過しており、時間の経過とともに地域における取り組みに差が生じてきている事業もあるなど、個々の課題が見えてきています。

さらに、今後は人口減少によるごみ量減少に伴い、ごみ処理手数料の増収が見込める状況にはない中で、人口減少・超高齢社会の進展といった社会的課題や、廃プラスチック問題や食品ロス削減といった国際的課題への対応のほか、技術革新の活用や資源の収益化といった、新しい視点を取り入れる必要があります。

【コラム2】ごみ出し支援事業とは？

ごみ出し支援事業とは、高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯に代わり、他の主体がごみ出しを手伝い、ごみを収集する仕組みです。本市では、ごみ出し支援を行う団体へ支援金を交付しています。（※利用者の費用負担はありません。）

ごみ出し支援事業は、各世帯からのごみ収集を確実にするだけでなく、生活の質の向上や見守り、孤独死の防止にもつながる取り組みであり、地域のつながりを醸成し、安心・安全で住みやすい地域づくりを目指す事業となっています。



第3章 ごみ処理の目標と方針

2 ごみ処理編

第3章

ごみ処理の目標と方針

3.1 ごみ処理の理念

大量生産・大量消費の社会経済活動は、人々に豊かさや利便性といった恩恵をもたらしましたが、その一方で環境汚染、地球温暖化、資源の枯渇などの環境問題を引き起こしています。

また、近年は『環境』だけでなく、地域経済の疲弊、技術革新への対応などの『経済』の課題、少子高齢化・人口減少、大規模災害への対応などの『社会』の課題が相互に関連・複雑化しており、環境的側面・経済的側面・社会的側面を統合的に向上させていくことが求められています。

国際的な潮流としては、21世紀後半には温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す「パリ協定」や、複数の課題の統合的解決を目指す「SDGs」が採択されました。国も、持続可能な社会づくりの総合的な取り組みを設定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定をはじめ、ワンウェイプラスチック排出量の削減などを旨とする「プラスチック資源循環戦略」の策定、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロス削減推進法」の施行など、循環型社会形成へ向けた動きが進んでいます。

本市では、平成25(2013)年3月の「環境モデル都市」の選定に伴い「環境モデル都市アクションプラン」を策定したほか、平成27(2015)年4月には「新潟市総合計画(にいがた未来ビジョン)」「第3次新潟市環境基本計画」を策定するなど、行政計画にも変化がみられます。

こうした情勢を踏まえ、さらなるごみ減量・資源化に努める責任があり、引き続き3Rの優先順位に従い、市民・事業者・市が一体となり、持続可能な循環型社会・低炭素社会の構築や地域循環共生圏の創造を実現することを目指すため、「ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた」を理念に掲げ、取り組みを進めます。



図 26 ごみ処理の理念

3.2 本市の目指す循環型社会

3.2.1 循環型社会とは

本市の目指す循環型社会は以下に示すとおり、3Rの考え方に基づき「リデュース」「リユース」「リサイクル」の優先順位で、天然資源の投入をできるだけ抑制し、最終処分量を削減するとともに、どうしても燃やさざるを得ないごみについては、焼却余熱の発電利用など、エネルギーとしての活用を進め、適正に処理・処分していく社会とします。

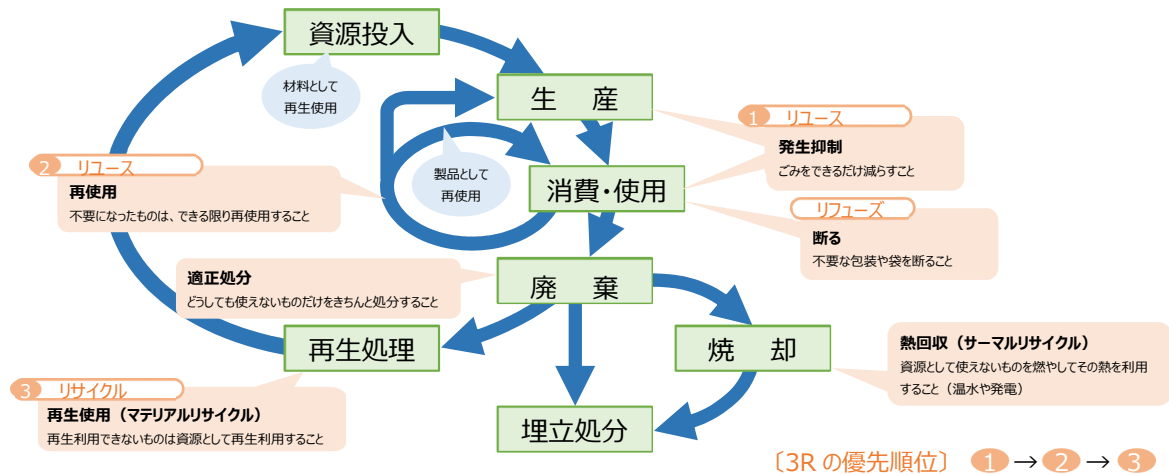





図 27 本市が目指す循環型社会のイメージ図

【コラム3】3R（スリーアール）とは？

3Rとは、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つの頭文字をとったものです。

- リデュース（Reduce：発生抑制）：出るごみを減らす
- リユース（Reuse：再使用）：そのまま使えるものは何度も使う
- リサイクル（Recycle：再生利用）：分別して資源として使う

平成12（2000）年6月に公布された循環型社会形成推進基本法では、①リデュース、②リユース、③リサイクルの順で3Rの優先順位が定められています。また、平成25（2013）年には、第三次循環型社会形成推進基本計画が策定され、リサイクルに比べて優先順位が高い2R（ツーアール（リデュース・リユース））の取り組みが遅れていることが課題であると示されました。

リデュース(Reduce)	リユース(Reuse)	リサイクル(Recycle)
発生抑制：出るごみを減らす (例)食べ切り、エコクッキング マイバッグによるレジ袋の削減	再使用：そのまま使えるものは何度も使う (例)フリーマーケットの利用など	再生利用：分別して資源として使う (例)ペットボトル、びん、缶の分別など
		

3.2.2 循環型社会と低炭素社会及び自然共生社会との関係

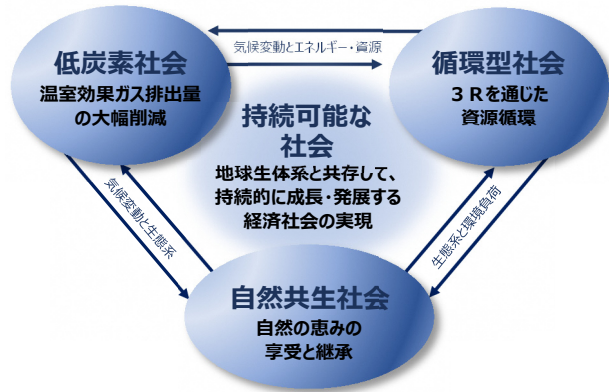
循環型社会を実現するためには、低炭素社会と自然共生社会を統合的に構築していくことが必要になります。循環型社会と低炭素社会及び自然共生社会との関係は以下のとおりです。

■低炭素社会との関係

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出が少ない社会を念頭に、3R施策や焼却余熱などのエネルギーの有効活用により、温室効果ガスの排出を少なくするように効率的な収集・処理体制を構築します。

■自然共生社会との関係

豊かな生態系を次世代に引き渡し、自然の恵みを持続的に得ることができる社会を念頭に、環境への負荷をできる限り少なくするように、地域の実情に応じた収集・処理体制を構築します。



【コラム 4】SDGs（エスディー・ジーズ）とは？

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが採択され、誰一人取り残さないとの誓いのもと、貧困や格差をなくし、気候変動が緩和された持続可能な世界の実現に向けて、2030 年を期限とする 17 の持続可能な開発のための目標と 169 のターゲットが定められました。先進国・途上国を問わずすべての国に適用される普遍性が最大の特徴です。

廃棄物分野に関連する内容としては、以下の項目が挙げられます。資源制約・環境保全が求められる中、経済を発展もしくは維持させつつ、環境を保全していくためには、資源消費量の削減は絶対的な使命であり、日本は先進国としてその責任を果たす必要があります。

- 廃棄物エネルギーの利活用促進
- エコマテリアル利用と持続可能な調達普及の促進
- 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上
- 食品ロス対策を含めた資源ロスの削減
- 廃棄物循環利用の更なる促進
- 災害廃棄物対策



3.3 施策の視点

本計画の施策構成に、横断的な5つの視点を掲げます。



3 Rの取り組み推進による環境負荷の低減



市民・事業者・市の連携による仕組みづくり



市民が安心できるごみ出し支援と災害時に備えた体制づくり



対象を意識した情報提供と提供手段の充実



費用対効果を考慮した効率的な施策の推進

3.4 数値目標

3.4.1 数値目標

本計画の達成状況を計る指標として、以下の数値目標を設定しました。

表 22 数値目標の一覧

区分		平成 30(2018)年度 (最新実績)	令和 6(2024)年度 (中間目標)	令和 11(2029)年度 (最終目標)
数値目標	1人1日あたりごみ総排出量 ^{※1} 【新規目標】	1,006g	977g	953g
	1人1日あたり家庭系ごみ量 ^{※2}	488g	468g	451g
	事業系ごみ排出量 ^{※3}	79,186t	76,200t	73,100t
	リサイクル率 ^{※4}	26.4%	27.2%	27.6%
参考指標	最終処分量	24,261t	21,300t	20,400t
	廃棄物分野の温室効果ガス排出量 ^{※5}	71,994t-CO ₂	68,300t-CO ₂	64,700t-CO ₂
	生ごみ量 【新規目標】	85,346t	80,700t	76,200t
	食品ロス量 ^{※6} 【新規目標】	35,950t	32,500t	29,300t
	ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合 【新規目標】	13.5%	13.4%	13.3%

※1 全てのごみの合計÷人口÷年間日数×10⁶

※2 (燃やすごみ+燃やさないごみ+粗大ごみ+直接搬入ごみ(有料分))÷人口÷年間日数×10⁶

※3 事業系ごみ総排出量 - (公共ごみ(一斉清掃ごみ等) + 資源物)

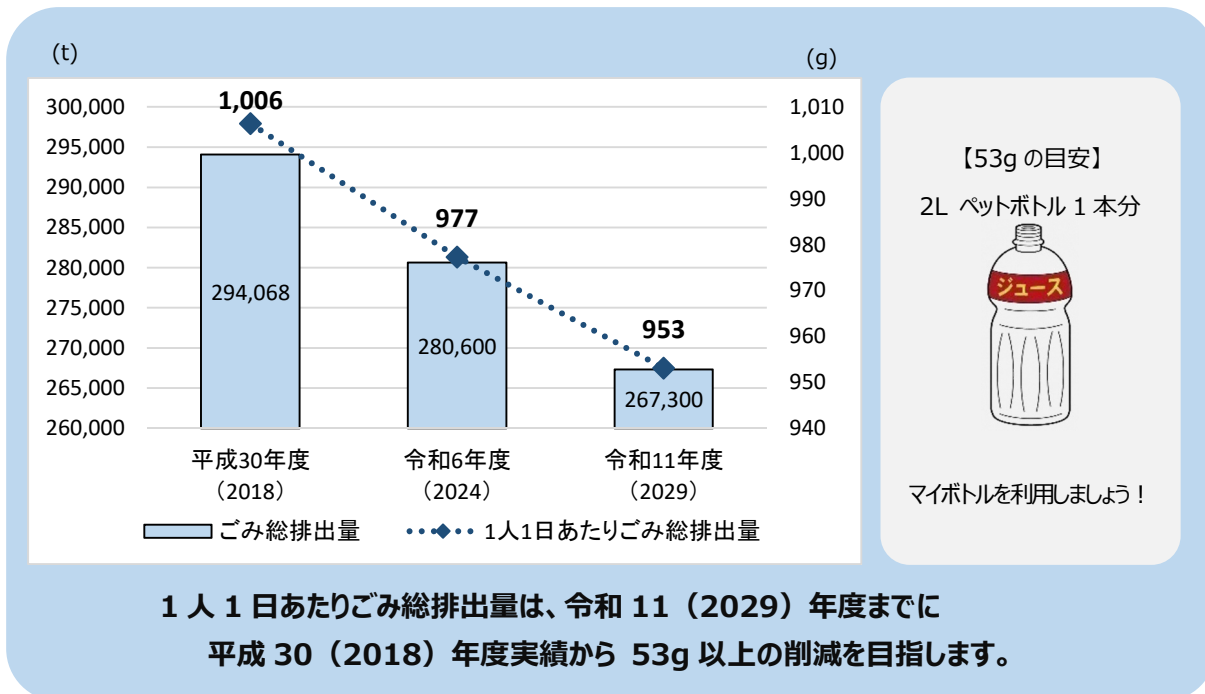
※4 資源化量÷総排出量

※5 焼却処理による排出量 + 廃棄物処理施設での燃料等の使用による使用量

※6 生ごみ量から不可食部を除いた量

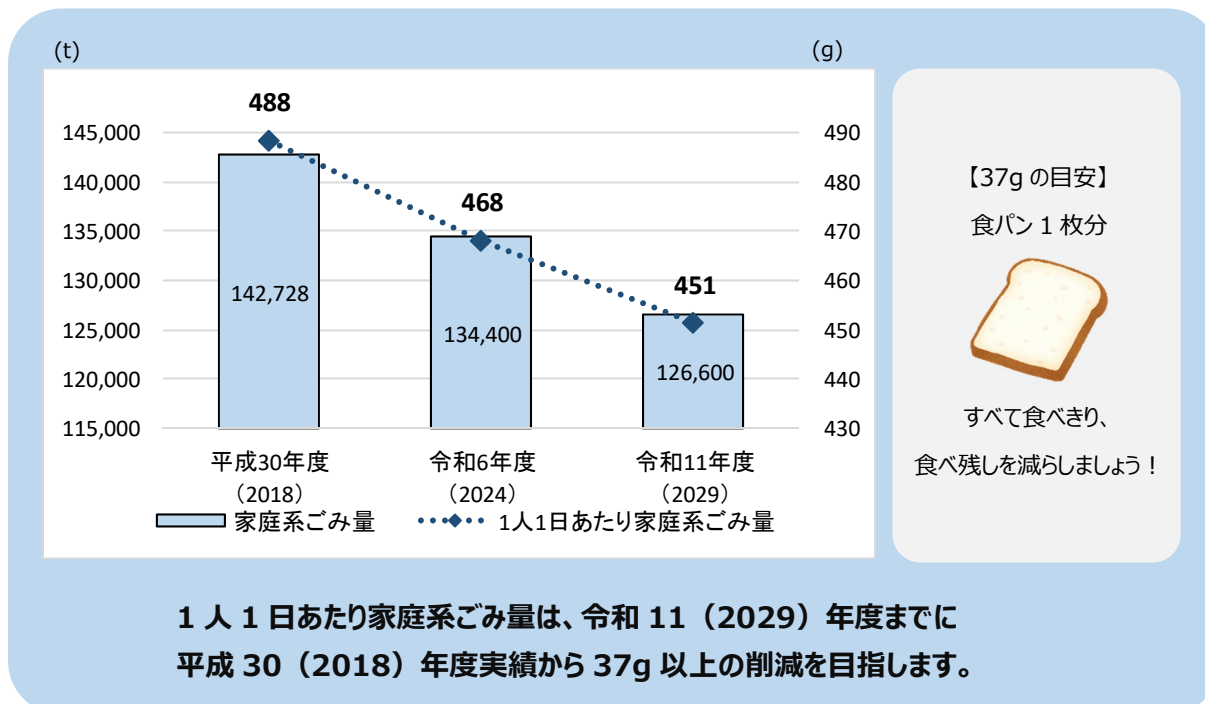
3.4.2 1人1日あたりごみ総排出量

1人1日あたりごみ総排出量は、家庭系ごみ及び事業系ごみの減量により、平成30(2018)年度の1,006gから、令和11(2029)年度までに953g以下にすることを目標とします。



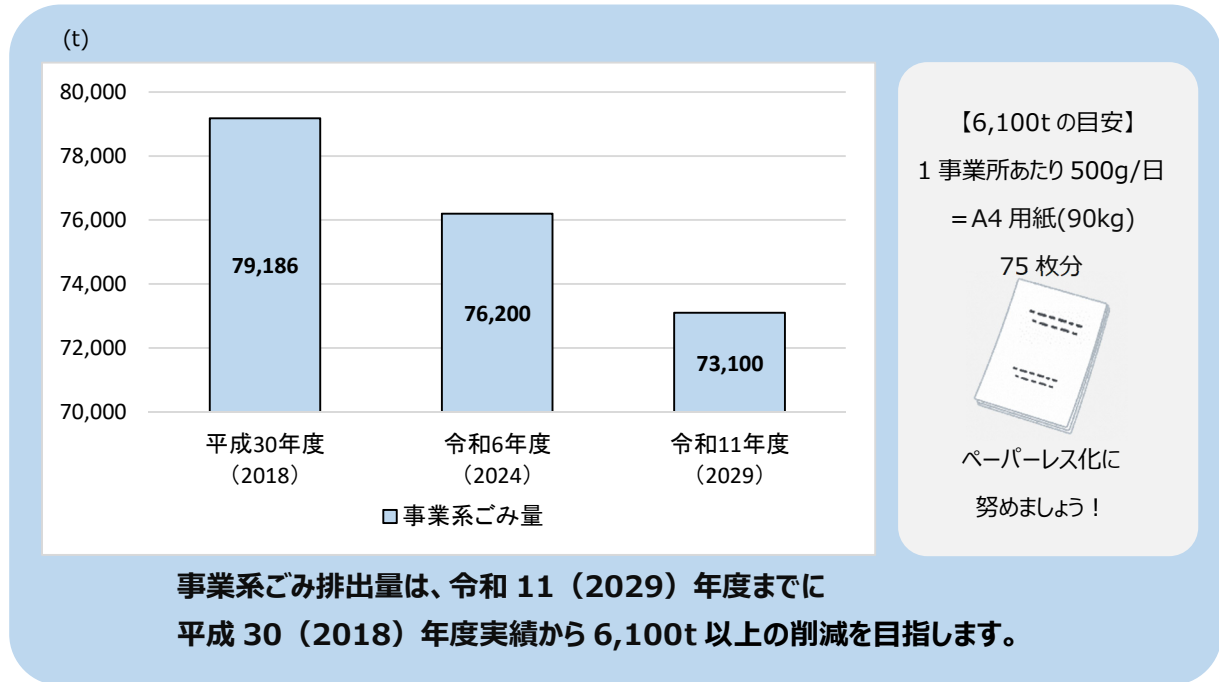
3.4.3 1人1日あたり家庭系ごみ量

1人1日あたり家庭系ごみ量は、食品ロスの削減、プラスチック類の減量などにより、平成30(2018)年度の488gから、令和11(2029)年度までに451g以下にすることを目標とします。



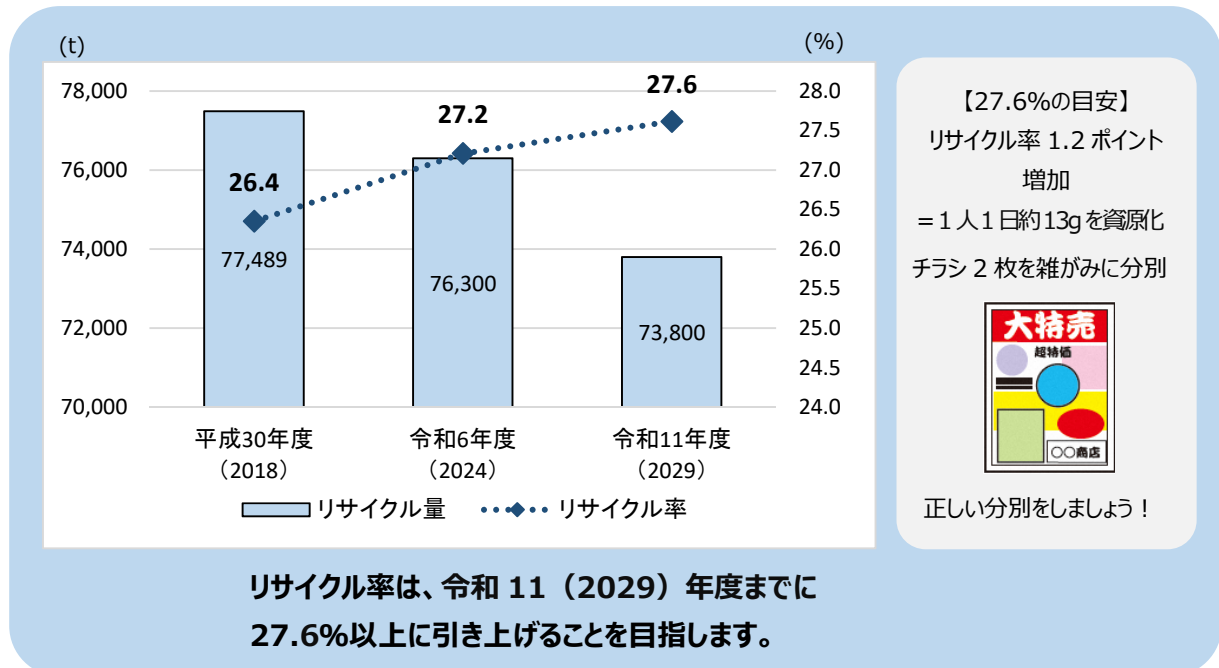
3.4.4 事業系ごみ排出量

事業系ごみ量は、食品ロスの削減や古紙類の搬入規制により、平成 30（2018）年度の 79,186t から、令和 11（2029）年度までに 73,100t 以下にすることを目標とします。



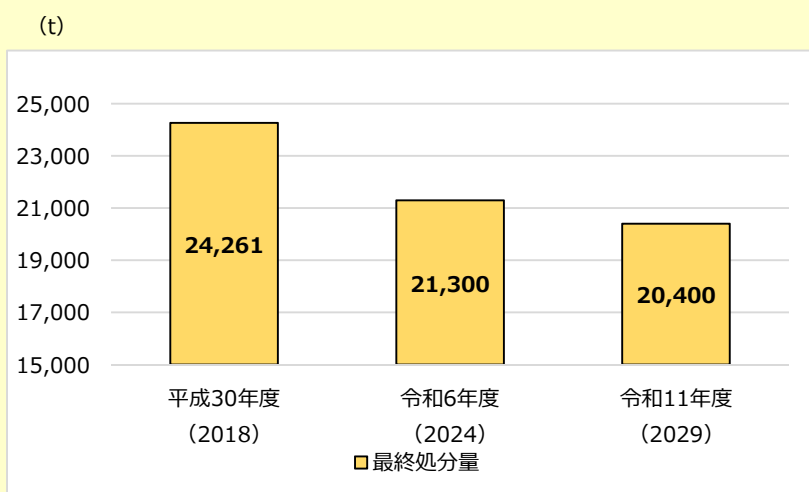
3.4.5 リサイクル率

リサイクル率は、ごみ総排出量の減量及び資源物の分別の徹底などにより、平成 30(2018)年度の 26.4%から、令和 11（2029）年度までに 27.6%以上にすることを目標とします。



3.4.6 【参考指標】最終処分量

最終処分量は、ごみ総排出量の減量及び資源物の分別の徹底などにより、平成 30(2018)年度の 24,261t から、令和 11 (2029) 年度までに 20,400t 以下とすることを目標とします。



【3,900tの目安】
約 3,900m³
= 小学校 25mプール 13 杯分

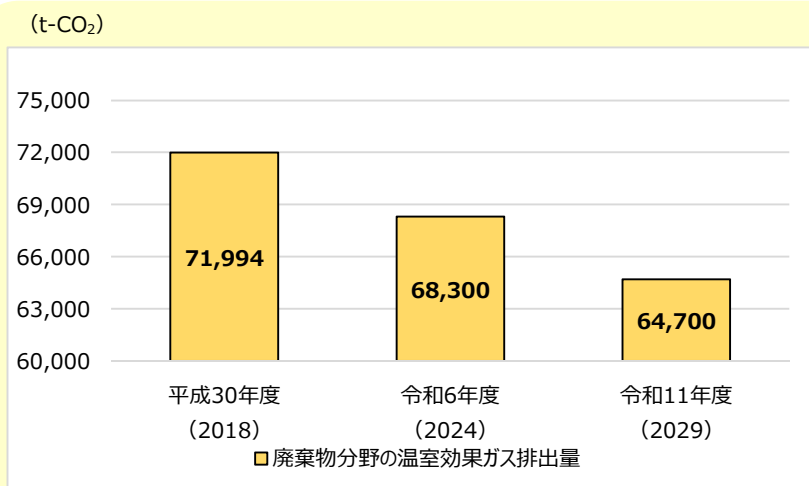


達成によりプール 13 杯分の
最終処分量を削減できます。

**最終処分量は、令和 11 (2029) 年度までに
平成 30 (2018) 年度実績から 3,900t 以上の削減を目指します。**

3.4.7 【参考指標】廃棄物分野の温室効果ガス排出量

廃棄物分野における温室効果ガス排出量は、ごみ総排出量の減量及び資源物の分別の徹底などにより、平成 30 (2018) 年度の 71,994t-CO₂ から、令和 11 (2029) 年度までに 64,700t-CO₂ 以下とすることを目標とします。



【7,300t-CO₂/年の目安】
一般的な森 1ha が一年間に
吸収する二酸化炭素量の
約 830 倍分

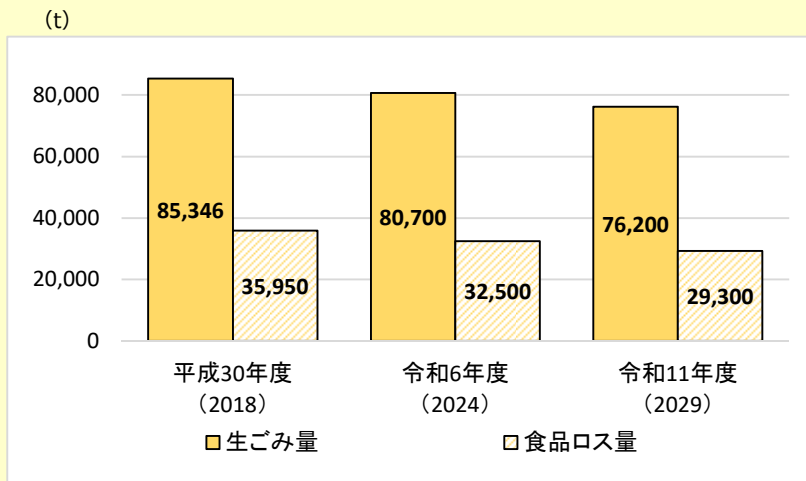


達成により森 830ha 分の
二酸化炭素量を削減できます。

**廃棄物分野の温室効果ガス排出量は、令和 11 (2029) 年度までに
平成 30 (2018) 年度実績から 7,300t-CO₂ 以上の削減を目指します。**

3.4.8 【参考指標】生ごみ量・食品ロス量

生ごみ量・食品ロス量は、生ごみの水切りや家庭や飲食店での食べきりを推奨すること等により、平成30（2018）年度の生ごみ量 85,346t、食品ロス量 35,950t から、令和11（2029）年度までに生ごみ量を 76,200t 以下、食品ロス量を 29,300t 以下とすることを目標とします。



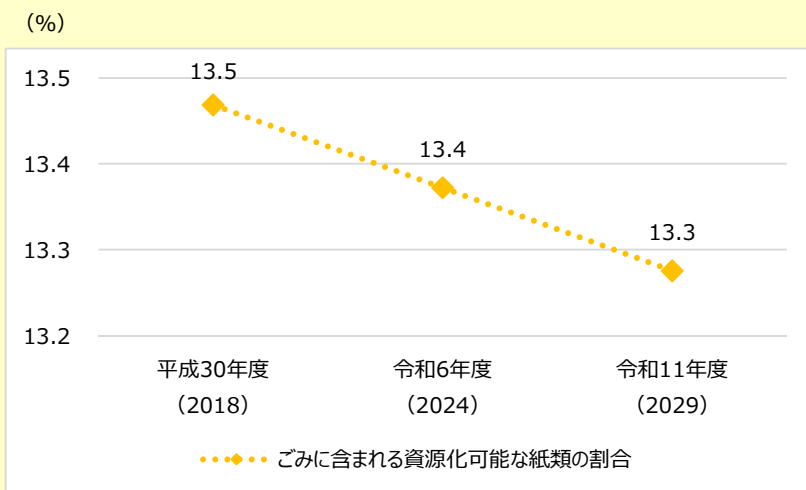
【9,200t の目安】
33g/人・日
1週間で卵4個分

買い物前の冷蔵庫チェック、
期限表示の確認等を行きましょう！

生ごみ・食品ロス量は、令和11（2029）年度までに平成30（2018）年度から生ごみ量を 9,200t、食品ロス量を 6,700t 以上の削減を目指します。

3.4.9 【参考指標】ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合

ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合は、分別の徹底及び事業系古紙類の搬入規制により、平成30（2018年度）の 13.5% から、令和11（2029）年度までに 13.3% 以下とすることを目標とします。



【13.3%の目安】
0.2ポイント減少
3,300t/年 = 12g/人・日
2日で牛乳パック1つ分

資源化できる紙類を正しく
分別しましょう！

ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合は、令和11（2029）年度までに 13.3% 以下とすることを目標とします。

第 4 章 目標達成に向けた施策

2 ごみ処理編

第4章

目標達成に向けた施策

本計画は、理念の実現に向けて、5つの横断的な視点に基づき、以下の施策を推進します。

理念	ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた				
施策の視点	環境	協働	安心	啓発	効率
	3Rの取り組み推進による環境負荷の低減	市民・事業者・市の連携による仕組みづくり	市民が安心できるごみ出し支援と災害時に備えた体制づくり	対象を意識した情報提供と提供手段の充実	費用対効果を考慮した効率的な施策の推進
数値目標	1人1日あたりごみ総排出量	1人1日あたり家庭系ごみ量	事業系ごみ排出量	リサイクル率	
参考指標	最終処分量	廃棄物分野の温室効果ガス排出量	生ごみ量・食品ロス量	ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合	

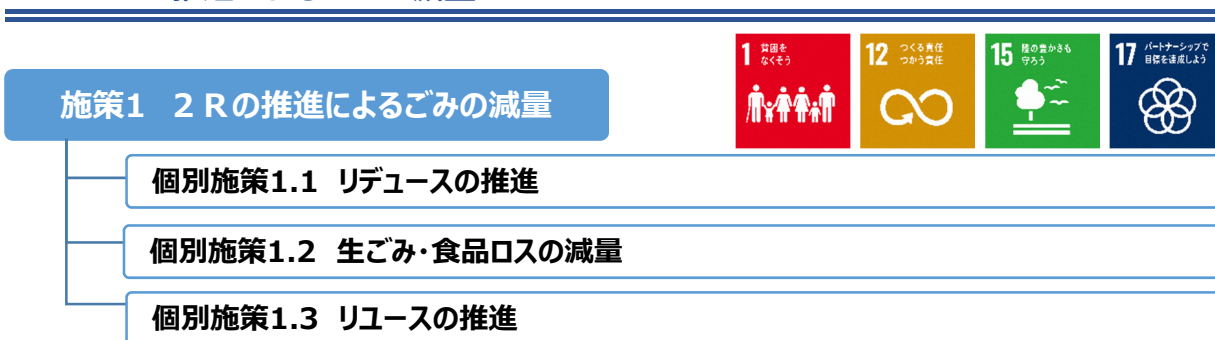
図 28 本計画の体系図



表 23 施策の一覧

施策	施策の視点				
	環境	協働	安心	啓発	効率
1 2Rの推進によるごみの減量	○	○		○	○
2 さらなる資源循環の推進	○	○		○	○
3 意識啓発の推進	○			○	
4 市民サービスの向上		○	○	○	
5 地域の環境美化の推進	○	○	○		
6 安定かつ効率的な収集・処理体制	○		○		○
7 低炭素社会に向けた体制整備	○				○
8 大規模災害に備えた体制整備		○	○	○	○

4.1 2Rの推進によるごみの減量



4.1.1 リデュースの推進

3Rのうち、ごみそのものをなるべく出さないようにする「リデュース」は、国が示す優先度が最も高いことから、特に重点的に取り組みます。

近年問題となっている「海洋プラスチック」の対策として、国が策定した「プラスチック資源循環戦略」では、ワンウェイプラスチックの使用削減などの目標を示しています。その動向を踏まえ、リデュースの中でも特にプラスチックごみの削減に向けた取り組みを拡大し、ごみをなるべく出さないライフスタイルへの転換を促していきます。

具体的な推進策	
<p>● 環境にやさしい買い物・マイバッグ運動の推奨</p> <p>環境にやさしい買い物につながるマイバッグ運動を継続します。また、令和2(2020)年7月に予定されるレジ袋の有料化を踏まえ、レジ袋の使用削減及び簡易包装を事業者へ推奨するとともに、市民への呼びかけを行います。</p> <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> マイバッグ運動(レジ袋削減運動) エシカル消費の推進 	
<p>● マイボトルの利用促進</p> <p>使い捨て容器削減に向けて、市民・事業者にマイボトルの利用を呼びかけるとともに、より使いやすくなるような環境づくりに努めます。</p> <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> マイボトル及びマイカップの推奨 マイボトルを利用できる給水スポットの周知 	
<p>● 使い捨て食器の削減</p> <p>イベントなどでのリユース食器の利用を促進します。また、マイはしやリユースはしの活用により、割りばしなど使い捨て食器の使用削減を働きかけます。</p> <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> リユース食器の普及 マイはしの推奨 	

【コラム 5】エシカル消費とは？

「エシカル(ethical)」とは、英語で「倫理的な」という意味で、法律としての制限はなくても、本来人間が持つ良心から発生する社会的規範(ルール)を意味します。人間が生活していくうえで、必要な消費により使用される資源・エネルギーは膨大ですが、それらが不当に地球環境や他人を傷つけていないかどうかは、商品を購入する際に意識をしなければ分かりません。「『人と社会、地球環境、地域のことを考慮して作られたモノ』を購入・消費する」ことがエシカル消費といわれます。

【エシカル消費の例】

- 省エネ、低炭素製品、エコマーク付き製品の購入
- 地産地消を含めた国産材の使用
- 自然エネルギーの利用
- フェアトレードの推進

消費者が環境ラベルのついた商品を選ぶことも

環境保全の手段です！



エコレールマーク



FSC



非木材グリーン協会

4.1.2 生ごみ・食品ロスの減量

ごみ全体を減量するため、大きな割合を占める生ごみの減量が重要であることから、重点的に取り組みます。

生ごみのうち、食品ロスの削減については、食品ロス削減推進法の動向を踏まえ、市民や飲食店をはじめとした事業者・関係団体等と協働し、積極的に取り組みます。

具体的な推進策

● 生ごみ減量運動の推進

生ごみの水切りや処理器の活用など、生ごみの減量につながる取り組みを引き続き推進します。

主な取り組み

- 生ごみ減量につながる講座の開催や啓発ガイドブックの作成
- 生ごみ処理器購入費の補助

● 食品ロスの削減

家庭や飲食店での「食べきり」運動を推奨するほか、アンケートなど実態調査を踏まえて、買い物時から使用時までの間に食品ロスを出さないような意識を高める取り組みを検討します。

また、食品ロス削減にもつながるフードバンク活動を支援します。

主な取り組み

- 「20・10・0(に一まる・いちまる・ゼロ)運動」の拡大
- 持ち帰り・小盛りメニューの提供などによる食べきり協力店の展開
- 食品ロス削減につながる講座の開催
- フードバンク活動の支援

4.1.3 リユースの推進

「リユース」は、3Rのうち「リデュース」に次いで優先度が高いことから、さらなる取り組みを推進します。「リユース」は、民間事業者や市民団体が独自の取り組みを進めていることから、それらの動きと連携し、社会全体でのリユースの機運を高めていきます。

具体的な推進策

● リユース機会の提供

フリーマーケットなど、リユースにつながる取り組みを支援するほか、不用になったものが必要とする人へ届くような仕組みを検討します。

また、事業者等との連携により、不用になったものを捨てるのではなく、繰り返し使うリユースに向けて行動しやすい環境を整備します。

主な取り組み

- フリーマーケットの開催
- リサイクル品の提供

4.2 さらなる資源循環の推進

施策2 さらなる資源循環の推進



個別施策2.1 リサイクルの推進

個別施策2.2 古紙類の分別推進

個別施策2.3 資源物排出機会の提供

4.2.1 リサイクルの推進

引き続き、資源として再生利用する「リサイクル」の取り組みが必要であることから、さらなる分別の徹底等により資源循環を推進します。

家庭系ごみについては、これまでの施策を整理することで、より効率的なリサイクルの取り組みを検討します。

事業系ごみについても、適正処理をより一層促進することで、さらなる資源化を進めます。

具体的な推進策

● 生ごみリサイクルの推進

家庭から発生する生ごみを資源として活用できるよう、リサイクルに関する手法を提供します。

事業所から発生する生ごみの処理については、食品食品リサイクル法の趣旨に基づいた行動を促します。

主な取り組み

- ・ 段ボールコンポストの普及
- ・ 乾燥生ごみの拠点回収
- ・ 地域における生ごみの堆肥化
- ・ 学校給食残さの資源化

● 事業所による資源化に向けた取り組みの推奨

事業所から発生するごみが適正に処理されるよう、事業用大規模建築物（排出事業者）への訪問指導を継続するほか、必要に応じて「事業系廃棄物処理ガイドライン」の見直しを行います。また、事業者独自の取り組みを促すため、優良事業者を評価する仕組みを検討します。

主な取り組み

- ・ 事業用大規模建築物（排出事業者）への訪問指導
- ・ 事業用大規模建築物廃棄物管理責任者講習会の開催
- ・ 事業系廃棄物処理ガイドラインの見直し
- ・ 優良事業者を評価する制度の充実

4.2.2 古紙類の分別推進

燃やすごみの中に資源化可能な紙類がまだあることから、さらなる古紙類の適正排出を促す取り組みが必要です。家庭から排出される古紙類については、分別についてより積極的な取り組みを進め、事業所から排出される古紙類については、引き続き資源化を促す取り組みを実施します。

具体的な推進策

● 家庭での古紙類分別の促進

古紙類の分別方法や資源化可能な紙類について、継続的に周知するとともに、分別についてより分かりやすくなるよう工夫します。

主な取り組み

- ・ 雑がみ分別の推進(SNS 等による啓発強化等)

● 事業系古紙類の資源化の徹底

事業所から排出される古紙類が適正に資源化されるよう、廃棄物処理施設における搬入規制を徹底します。

主な取り組み

- ・ 事業系古紙類の搬入規制

4.2.3 資源物排出機会の提供

排出方法によってはごみが資源物になることから、資源物の拠点回収など多様な方法を提供し周知するほか、効率的な実施に向けた見直しを行うことで、より良い排出環境を整備します。

具体的な推進策

● 資源物の多様な排出方法の周知

資源物の拠点回収や、自治会等が実施する集団資源回収など、多様な排出方法について周知することで、より資源として排出しやすい環境を整備します。

主な取り組み

- ・ 資源物の拠点回収の実施
(古紙類、ペットボトル、乾電池、古布・古着、使用済小型家電、廃食用油)
- ・ 集団資源回収の支援

● 効率的な資源物回収の実施

民間事業者等が実施する資源物回収と連携することで、回収拠点の配置や回収品目の適正化を図り、効率的に実施できるよう検討します。

4.3 意識啓発の推進

施策3 意識啓発の推進



個別施策3.1 情報提供の充実

個別施策3.2 環境教育の推進

4.3.1 情報提供の充実

ごみの減量・資源化を推進するためには、市民・事業者に分別方法や収集についての情報を幅広く提供することが重要なことから、表現方法や広報媒体の選定などの実施手法を工夫します。

また、多くの市民が情報を得ることができるよう、ユニバーサルデザインを広報に取り入れます。

具体的な推進策

● 継続的で分かりやすい情報発信

ごみの出し方など重要な情報については、継続的にきめ細やかで分かりやすい情報発信を行い、幅広い市民へ正しい情報が伝わるよう工夫します。なお、家庭ごみ収集カレンダーの配布事業は、他政令市の状況等を参考に、適宜、内容の見直しを検討します。

主な取り組み

- ごみ分別百科事典の配布
- 家庭ごみの分け方・出し方の配布
- 家庭ごみ収集カレンダーの配布

● 対象を明確化した情報提供の強化

対象を明確化し、それに合致した広報媒体や内容を選定することで、効果的な情報提供に努めます。特に、ごみ出の出し方について不慣れな転入者や学生などへの情報提供を充実させます。

主な取り組み

- 地域向け出前講座
- 大学及び専門学校での説明会
- 集合住宅を対象とした啓発
- 転入時のごみ出しに関する情報提供

● 多様な手法による情報提供

市民・事業者が情報を目にする機会を増やすため、多様な媒体の活用にも努めます。また、情報媒体の存在自体を広く周知することで、情報を入手しやすい環境を整えます。

主な取り組み

- サイチョプレスの発行
- ごみ分別アプリ、ごみ分別検索サービスの配信

具体的な推進策

● 情報媒体の多言語化

情報媒体のうち、ごみの出し方など特に重要な情報については多言語化を進めることで、居住する外国人への情報提供を充実させます。

主な取り組み

- 家庭ごみの分け方・出し方(外国語版)の配布
- ごみ分別アプリの多言語化

4.3.2 環境教育の推進

ごみの減量や資源化につながる行動を実践するために重要な環境意識の向上を図るため、特に次世代を担う子どもや若年層を対象とした環境教育を充実させます。また、地域全体での環境意識の向上につながる取り組みの機会を提供します。

具体的な推進策

● 子どもを対象とした環境学習の充実

未就学児や小学生を対象とした出前授業を継続しつつ、さらにごみの減量等への意識を高めてもらえるような内容への見直しを図ります。また、子どもだけでなく親子で学べる環境の整備についても検討します。

主な取り組み

- 未就学児や小学生向け出前授業の実施

● 若年層への意識啓発

ごみの減量や資源化につながる行動を促すため、若者の意識を転換させるような仕組みづくりを検討するほか、情報の伝え方についても工夫します。

主な取り組み

- 大学や専門学校との連携強化

● ごみ減量・資源化につながる教育環境の整備

意欲的に学習したい人へ学びの場を提供するため、自治会などの団体への出前講座を継続します。また、多様な手法でのごみ減量・資源化の推進につながるよう、講座の内容や施設見学などを充実させることで、教育環境を整備します。

主な取り組み

- 自治会などの団体に出前講座の実施
- 生ごみの減量に関する講座の実施
- イベントにおけるごみ分別の啓発
- 施設見学の実施

4.4 市民サービスの向上

施策4 市民サービスの向上



個別施策4.1 高齢者等への支援の充実

個別施策4.2 ごみ処理手数料の市民還元

4.4.1 高齢者等への支援の充実

今後、超高齢社会の進展や社会情勢の変化などにより、ごみ出しの支援や経済的負担の軽減を必要とする人の増加が想定されます。そうした新たな課題への対応に向けて、国の動向や他政令市の状況等を注視し、現行の高齢者等への支援制度について検証を進めることにより、持続可能なあり方を検討します。

具体的な推進策

● 高齢者等のごみ出しへの支援体制の整備とあり方検討

地域との協働によるごみ出し支援制度のさらなる周知と、支援団体の拡充を図ることで、支援体制を整備します。また、現行制度を検証するとともに、国の動向や他政令市の状況等を注視しつつ、新たな手法の導入を含めた持続可能なあり方を検討します。

主な取り組み

- ・ 高齢者等へのごみ出し支援

● ごみ指定袋支給制度

現行のごみ指定袋の支給制度については、経済的負担を軽減する観点から継続します。また、今後の社会情勢などを注視しながら、必要に応じ、対象者の拡大についても検討します。

主な取り組み

- ・ 家庭ごみ指定袋の支給

4.4.2 ごみ処理手数料の市民還元

家庭ごみ処理手数料収入は、「資源循環型社会促進策」「地球温暖化対策」及び「地域コミュニティ活動の振興」の三本柱への活用を継続しながら、次世代に繋がる未来投資的な施策を新たな柱として検討します。また、既存事業についても適宜見直しを図ります。

具体的な推進策

- **家庭ごみ処理手数料収入の三本柱への活用と既存事業の見直し**

家庭ごみ処理手数料収入の用途については、引き続き「資源循環型社会促進策」「地球温暖化対策」及び「地域コミュニティ活動の振興」の三本柱へ活用しながら、限られたごみ処理手数料収入の中で、適宜、個々の既存事業内容についての見直しを図ります。

- **新たな柱として次世代に繋がる未来投資的な施策の検討**

食品ロス削減や廃プラスチック対策などの新たな課題への対応のほか、さらなる資源循環・低炭素社会の構築に向けて、有効な先進技術の活用や環境課題の解決に向けた起業への支援、安定かつ持続可能なごみ処理体制の構築や環境教育の充実など、新たな柱として次世代に繋がる未来投資的な施策の検討を進めます。

- **家庭ごみ処理手数料収入の効果的な活用方法の検討**

社会情勢により変化する財政状況を考慮し、基金など効果的な活用方法を検討します。

4.5 地域の環境美化の推進

施策5 地域の環境美化の推進



個別施策5.1 地域全体の環境美化の推進

個別施策5.2 ごみ集積場周辺の環境美化の推進

4.5.1 地域全体の環境美化の推進

地域全体の環境美化のため、ボランティア清掃等の環境美化活動の支援に継続して取り組むとともに、若年層が参加しやすい手法を検討するほか、地域との協働による取り組みを進めます。また、環境教育の一環として、環境美化意識やマナーの向上を図ります。

具体的な推進策

● 環境美化活動の支援

市民自らが地域の環境美化に取り組む機運の醸成を図るため、地域のボランティア清掃等を引き続き支援します。併せて、特に若年層が参加しやすい手法についても検討します。

主な取り組み

- 地域清掃活動等への補助
- ボランティア清掃等における臨時ごみの処理
- 若年層への自発的な美化活動を促す手法の検討(SNS 等による啓発強化等)

● 地域と連携した環境美化の推進

地域との協働によるごみ集積場の設置により、地域全体の環境美化を進めます。また、ばい捨て防止パトロールを継続するほか、効果的な体制づくりを目指し、地域との連携についても検討します。なお、ごみ集積場設置等補助事業は、他政令市の状況等を踏まえ、必要に応じて、見直しに取り組みます。

主な取り組み

- ごみ集積場の設置等にかかる補助
- ばい捨て防止対策

● 環境美化意識やマナーの向上に向けた意識啓発

環境教育の一環として、ばい捨ての抑制といったマナーの向上を図るほか、環境美化活動への参加を通じた環境美化意識の向上を図るため、特に若年層が参加しやすい手法についても検討します。

また、近年社会問題化している海洋ごみについて、まちなかで発生したごみが「海ごみ」につながることに、周知・啓発を進めます。

主な取り組み

- 若年層への自発的な美化活動を促す手法の検討(SNS 等による啓発強化等)

4.5.2 ごみ集積場周辺の環境美化の推進

違反ごみ対策をはじめとしたごみ集積場及びその周辺の環境美化について、クリーンにいがた推進員や地域と連携しながら、課題解決に取り組みます。

具体的な推進策

● クリーンにいがた推進員の育成

クリーンにいがた推進員の活動について、引き続き参考にすべき活動内容を共有することで、他地域への展開を図ります。また、研修会や施設見学会を実施することで、推進員の適切な知識の集積や環境美化意識の向上を図ります。

さらに今後は、地域の実情に合わせた制度のあり方を検討します。

主な取り組み

- ・ クリーンにいがた推進員の育成

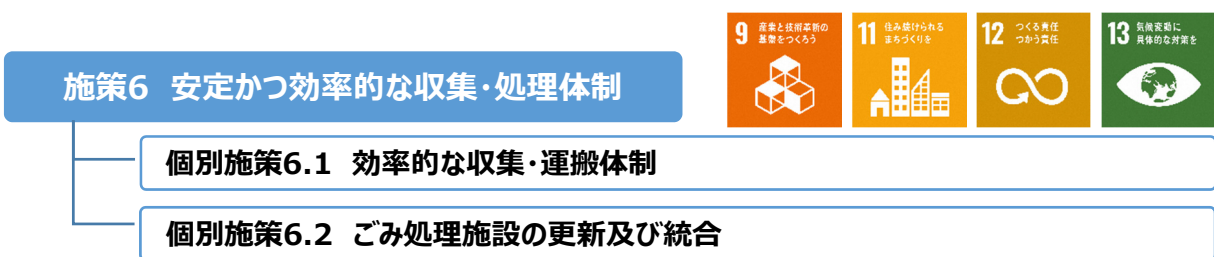
● 違反ごみ対策、安心安全なごみ出し環境の整備

持ち去り行為防止のための定期パトロールや、違反ごみ対策などにつながる早朝パトロールを継続して実施することで、地域住民から得られた情報や問題点を区役所と共有し、課題解決に取り組みます。

主な取り組み

- ・ 清掃事務所職員による定期パトロール
- ・ 各区における個別の不法投棄対策の支援
- ・ 持ち去り禁止看板の設置
- ・ 関係機関と連携した持ち去り行為者に対する取り締まり
- ・ 違反ごみ対策シールの作成

4.6 安定かつ効率的な収集・処理体制



4.6.1 効率的な収集・運搬体制

持続可能な収集方法や運搬体制のあり方について、収集・運搬時の環境負荷の低減も考慮して、慎重に議論し丁寧な説明を行いながら、検討を進めます。

具体的な推進策

● 収集・運搬体制のあり方検討

収集方法や運搬体制を持続可能なものとするため、分別区分、収集回数や搬入先の見直しをはじめ、収集・運搬時に排出される温室効果ガスの低減についても考慮しながら、検討を進めます。

4.6.2 ごみ処理施設の統合及び更新

人口減少に伴うごみ量の減少が見込まれることから、安全・安定はもとより効率的かつ持続的な処理体制の構築に向けて、焼却施設の統合と併せて更新を進めます。

また、破碎・選別施設については、稼働状況などを踏まえ、統合や民間処理委託について検討します。

具体的な推進策

● 焼却施設の統合と更新

施設統合と更新について、点検・故障時のリスク分担、稼働コスト及び温室効果ガス排出量低減の視点を踏まえ、稼働年数が短い新田清掃センターと、もう1施設の計2施設体制で整備を進めます。

● 破碎・選別施設のあり方検討

稼働状況や今後のごみ量、必要経費の比較を踏まえ、施設の統合や民間処理委託を検討します。

4.7 低炭素社会に向けた体制整備

施策7 低炭素社会に向けた体制整備



個別施策7.1 低炭素社会に向けた処理施設の活用

個別施策7.2 バイオマスプラスチック製ごみ指定袋の導入検討

4.7.1 低炭素社会に向けた処理施設の活用

低炭素社会の実現に向けて、ごみの焼却による廃棄物発電や熱利用など、廃棄物エネルギーを十分に活用します。また、廃棄物発電の電力利用先を市内の民間施設にも拡大し、地産地消による地域の低炭素化を進めます。

具体的な推進策

● 廃棄物エネルギーの利活用

施設の更新・統合により、すべての焼却施設で廃棄物発電を行うことで、発電量を向上させます。また、余熱の地域での活用のほか、農業が盛んな特性を生かし、産業振興など多用途での利用拡大に向けた検討を進めます。

● 発電電力の地産地消

廃棄物発電の利用先を市有施設に限らず、市内の民間施設にも拡大することで、廃棄物発電の地産地消による地域の低炭素化を拡大します。

4.7.2 バイオマスプラスチック製ごみ指定袋の導入検討

国の「プラスチック資源循環戦略」に基づき、バイオマスプラスチック製ごみ指定袋の導入の検討を進めます。

具体的な推進策

● バイオマスプラスチック製ごみ指定袋の導入検討

カーボンオフセットの視点から、バイオマスプラスチックを使用したごみ指定袋の導入の検討を進めます。

【コラム 6】カーボンオフセットとは？

カーボンオフセットとは、私たちの活動により排出される温室効果ガスをまずできるだけ減らすように努力したうえで、それでも排出してしまう温室効果ガスの排出量を、環境貢献型商品の購入等によって、二酸化炭素の吸収、再生可能エネルギー導入等の温室効果ガスの削減プロジェクトを支援し、埋め合わせるという考え方です。カーボンオフセットに取り組む際には、まずできる限りの温室効果ガスの排出を減らす努力が必要です。できる限り排出量を少なくすること、そのうえで排出量を埋め合わせることが最も重要です。

4.8 大規模災害に備えた体制整備

施策8 大規模災害に備えた体制整備



個別施策8.1 災害廃棄物処理計画に基づく体制整備

個別施策8.2 災害時も稼働できる処理施設の整備

4.8.1 災害廃棄物処理計画に基づく体制整備

新潟市災害廃棄物処理計画の実効性を確保するとともに、発災時の迅速な対応につながるよう、具体的なマニュアルの整備や、民間団体等との協定の拡充を進めます。

具体的な推進策

- **新潟市災害廃棄物処理計画の実効性の確保**

発災時に迅速な対応を行えるよう、仮置場の運営方法等について、具体的なマニュアルを整備します。また、災害の規模によっては、他自治体や民間団体等からの支援も必要となることから、民間団体等との協力協定の締結などにより、支援体制を拡充します。

- **新潟市災害廃棄物処理計画の見直し検討**

地域防災計画のハザードマップが見直されるなど、災害廃棄物処理計画の前提条件に大きな変化等が生じた場合は、見直しを検討します。

4.8.2 災害時も稼働できる処理施設の整備

災害時にも安定的な廃棄物処理が行えるよう、新たな焼却施設を整備する際には、災害時にも稼働できる施設とするほか、発電による電力供給等の施設特性を活かし、防災拠点としての活用を検討します。

具体的な推進策

- **災害時にも稼働できる焼却施設の整備**

災害時に早期に処理体制を復旧するため、新たな焼却施設を整備する際は、耐震性の強化や大型の非常用発電機の設置など、災害時にも稼働できる施設とします。

- **廃棄物施設の防災拠点としての活用検討**

発電による電力供給等の施設特性を活かし、避難所機能としての活用を検討します。

3 生活排水处理編

第1章 生活排水処理の現状

第1章

生活排水処理の現状

1.1 生活排水の排出状況

生活排水は、し尿（浄化槽汚泥を含む）と生活雑排水の2つに大別されます。

し尿は公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽、またし尿処理施設において全量処理されています。

生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽により処理されています。単独処理浄化槽及びし尿汲み取りは、生活雑排水を未処理で河川などの公共用水域に放流するため、水環境にとって大きな負担をかけます。

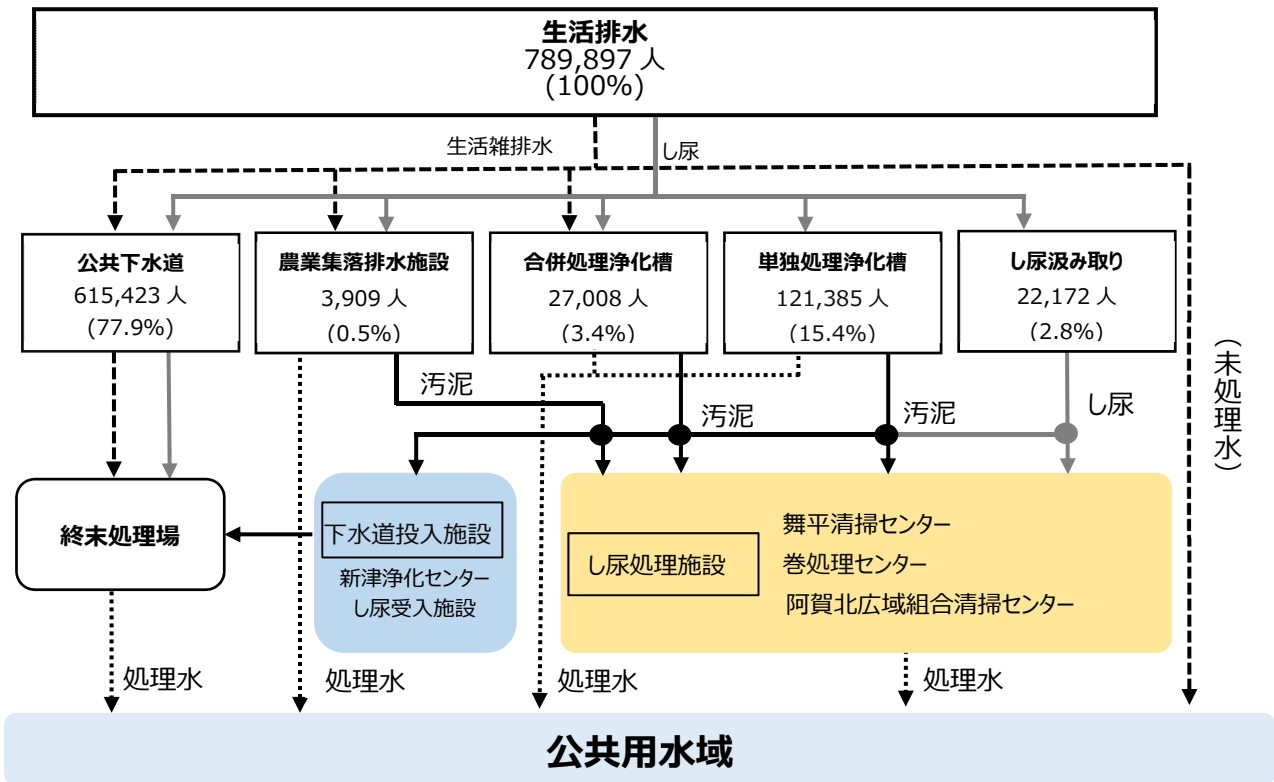


図 29 平成 30(2018)年度末における生活排水の処理体系

平成 30 (2018) 年度のし尿及び生活雑排水の処理形態別人口について、計画処理区域内人口 789,897 人のうち、81.8% (646,340 人) は、生活排水が適正に処理されています。また、公共下水道の普及などにより、単独処理浄化槽人口、し尿汲み取り人口は年々減少しています。

表 24 生活排水の処理形態別人口の状況

		H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
計画処理区域内人口	人	805,802	804,581	803,336	801,270	799,345	796,269	794,166	789,897
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生活排水処理人口	人	596,756	613,186	623,359	627,094	631,766	635,452	640,258	646,340
	%	74.1	76.2	77.6	78.3	79.0	79.8	80.6	81.8
下水道水洗化人口 [※]	人	565,053	580,924	590,603	594,830	599,229	604,035	609,611	615,423
	%	70.1	72.2	73.5	74.2	75.0	75.9	76.8	77.9
浄化槽人口	人	203,109	188,499	180,371	176,389	172,024	165,977	160,729	152,302
	%	25.2	23.4	22.5	22.0	21.5	20.8	20.2	19.3
農業集落排水施設	人	4,578	4,560	4,482	4,342	4,341	4,344	3,950	3,909
	%	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
合併処理浄化槽	人	27,125	27,702	28,274	27,922	28,196	27,073	26,697	27,008
	%	3.4	3.4	3.5	3.5	3.5	3.4	3.4	3.4
単独処理浄化槽	人	171,406	156,237	147,615	144,125	139,487	134,560	130,082	121,385
	%	21.3	19.4	18.4	18.0	17.5	16.9	16.4	15.4
し尿汲み取り人口	人	37,640	35,158	32,362	30,051	28,092	26,257	23,826	22,172
	%	4.7	4.4	4.0	3.8	3.5	3.3	3.0	2.8
生活雑排水未処理人口	人	209,046	191,395	179,977	174,176	167,579	160,817	153,908	143,557
	%	25.9	23.8	22.4	21.7	21.0	20.2	19.4	18.2

※ 下水道水洗化人口には下水道直結農業集落排水施設分（平成 28 (2016) 年度まで）を含む。

- 人口については、下水道中期ビジョンなどの整合を図るため、住民基本台帳（年度末）に基づく。
- 四捨五入の関係で、内訳の割合(%)の合計が 100%にならない場合がある。

1.2 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

し尿の収集運搬は、市が委託により実施し、浄化槽汚泥の収集運搬は、浄化槽法及び廃棄物処理法に基づく許可業者が実施しています。

し尿処理施設は、現在、舞平清掃センターと巻処理センターの2施設が稼働しており、阿賀北広域組合の清掃センターを含めると合計3施設となります。

また、下水道投入施設として、新津浄化センターし尿受入施設があり、し尿及び浄化槽汚泥を希釈し、終末処理場で処理しています。

舞平清掃センターの汚泥の一部を、生ごみと混合しメタン発酵させ、発生したガスは附属休憩所の給湯用燃料にしています。発酵後の消化汚泥は堆肥化して活用しています。

表 25 し尿・浄化槽汚泥処理施設及び下水道投入施設一覧(平成30(2018)年度末現在)

施設名称	処理方式	処理能力	供用開始
①舞平清掃センター	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理 汚泥再生 高温メタン発酵	149kL/日 (うち、生ごみ1.8t/日)	平成16(2004)年1月
②巻処理センター	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理	73kL/日	平成24(2012)年4月
③阿賀北広域組合 清掃センター	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理	99kL/日	平成15(2003)年1月
④新津浄化センター し尿受入施設	希釈後新津浄化センターへ圧送	55kL/日	平成16(2004)年1月
施設配置			

し尿・浄化槽汚泥の発生量は、公共下水道の普及などにより、減少傾向にあります。

表 26 し尿・浄化槽汚泥発生量の実績

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
し尿量	25,099	23,439	22,906	20,651	18,903	17,133	16,736	15,213
浄化槽汚泥量	96,130	93,986	86,975	84,543	80,684	80,414	73,754	75,496
合計	121,229	117,425	109,881	105,194	99,587	97,547	90,490	90,709

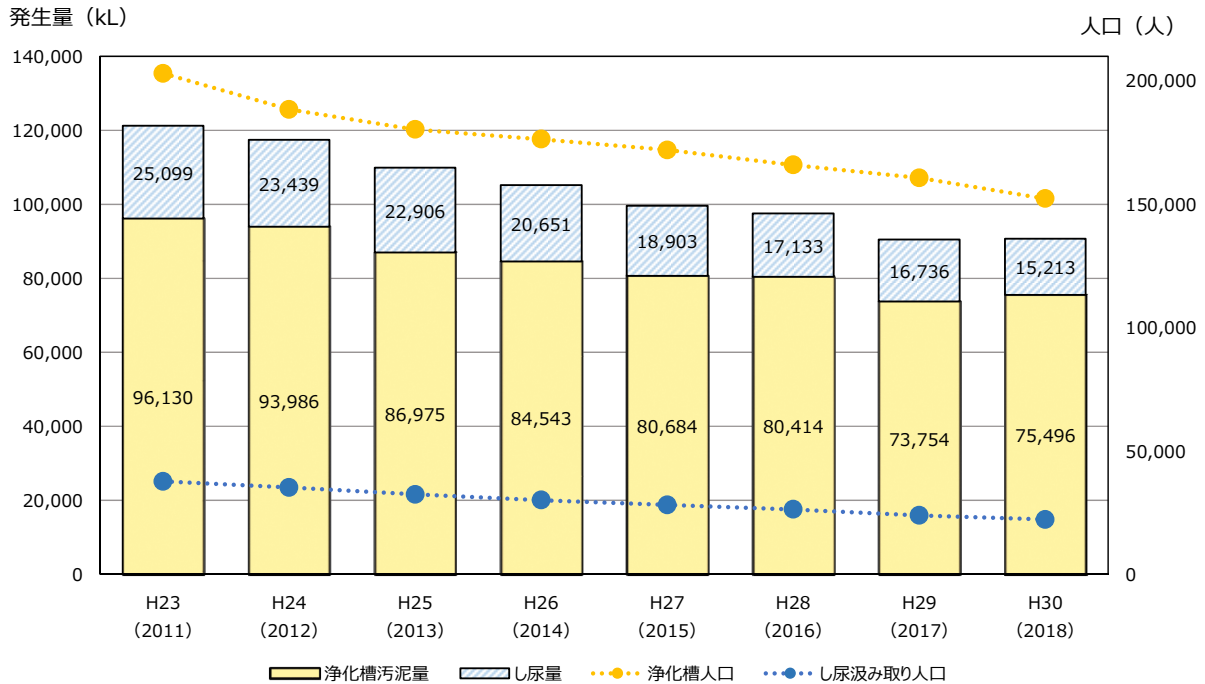


図 30 し尿・浄化槽汚泥発生量の推移

1.3 生活排水処理の主体

生活排水の処理主体は、表に示すとおりです。

表 27 生活排水処理主体

区分	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	新潟市・新潟県
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	新潟市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿汲み取り	し尿	新潟市

第2章 生活排水処理の目標と方針

第2章

生活排水処理の目標と方針

2.1 生活排水処理に係る理念及び目標

本市は、信濃川・阿賀野川という日本有数の大河の河口に位置する港町で、大小の河川、鳥屋野潟・佐潟・福島潟といった湖沼があり、市民生活の身近に水辺があるなど、豊かな水環境を有することから、古くから「水の都」と呼ばれてきました。

生活排水処理についても、水環境を保全し、市民が健康で、安全かつ快適に過ごせるよう、「ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた」の理念のもと、市民・事業者・市が一体となって持続可能な循環型社会の構築を目指します。

2.2 生活排水処理の方針

本計画は、3つの方針に基づく5つの施策により、持続可能な生活排水処理を目指します。

方針1 地域に応じた生活排水処理の推進

持続可能な生活排水処理が進められるよう、地域の状況に合わせて、公共下水道及び合併処理浄化槽を整備し、総合的な処理対策を推進します。

施策 1.1 公共下水道等への接続の推進

施策 1.2 合併処理浄化槽の普及推進

方針2 効率的で効果的な生活排水処理施設の構築

社会情勢・人口推移を考慮し、生活排水処理施設の整備等により効率的で効果的な処理体制の構築を図ります。

施策 2.1 生活排水処理施設の整備・統合に向けた検討

方針3 環境保全のための広報啓発の推進

水質保全を含めた環境保全活動について情報提供するとともに、市民の環境保全に対する意識の向上を図ります。

施策 3.1 市民への広報啓発の推進

施策 3.2 環境教育の推進

2.3 数値目標

2.3.1 生活排水処理の目標

公共下水道等への接続の推進、合併処理浄化槽の普及推進により、生活排水処理率 85.0% を目標とします。

計画処理区域は市内全域とします。

なお、関係法令の改正や関連計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合は、適宜見直しを行います。

表 28 目標年度における生活排水の処理形態別人口

		平成 30 (2018) 年度 (最新実績)	令和 6 (2024) 年度 (中間目標)	令和 11 (2029) 年度 (最終目標)
計画処理区域内人口	人	789,897	775,761	757,594
	%	100.0	100.0	100.0
生活排水処理人口	人	646,340	652,602	644,256
	%	81.8	84.1	85.0
下水道水洗化人口	人	615,423	622,410	614,700
	%	77.9	80.2	81.1
浄化槽人口	人	152,302	139,257	131,898
	%	19.3	18.0	17.4
農業集落排水施設	人	3,909	3,839	3,749
	%	0.5	0.5	0.5
合併処理浄化槽	人	27,008	26,353	25,807
	%	3.4	3.4	3.4
単独処理浄化槽	人	121,385	109,065	102,342
	%	15.4	14.1	13.5
し尿汲み取り人口	人	22,172	14,094	10,996
	%	2.8	1.8	1.5
生活排水未処理人口	人	143,557	123,159	113,338
	%	18.2%	15.9	15.0

- 人口については、下水道中期ビジョンなどの整合を図るため、住民基本台帳（年度末）に基づく。
- 四捨五入の関係で、内訳の割合(%)の合計が 100%にならない場合がある。

2.3.2 し尿・浄化槽汚泥の発生量予測

し尿汲み取り人口及び浄化槽人口の減少に伴い、し尿・浄化槽汚泥の発生量も減少が見込まれます。

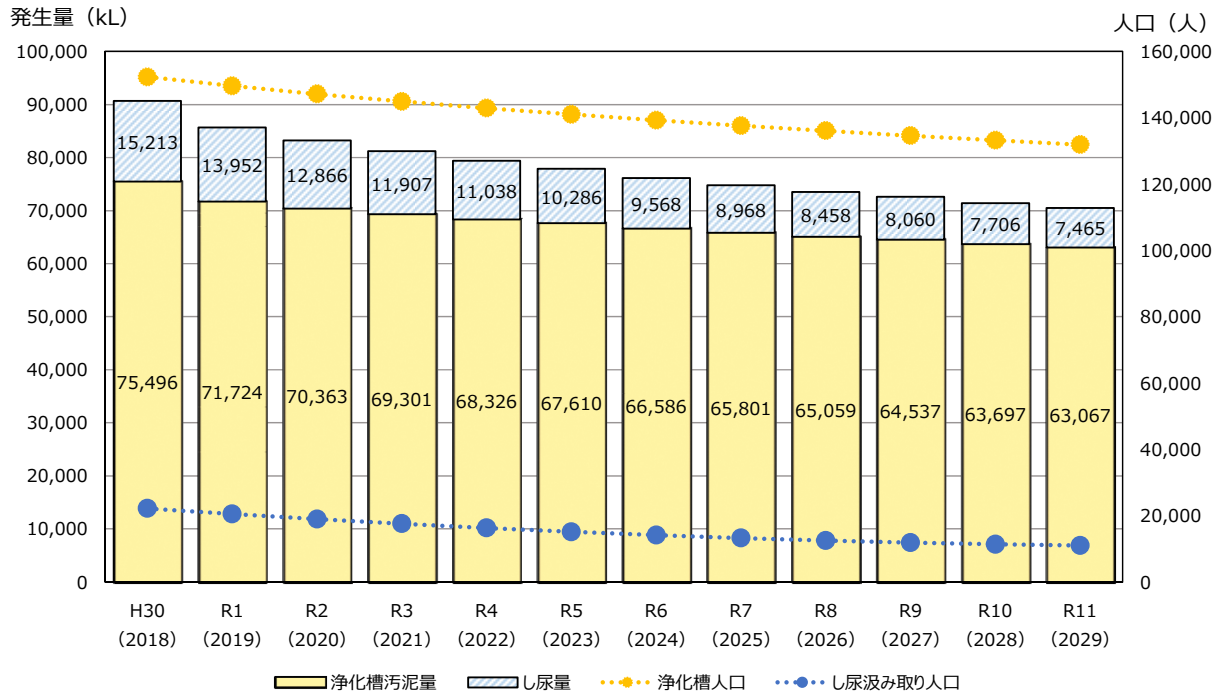


図 31 し尿・浄化槽汚泥の発生量の予測

表 29 目標年度におけるし尿・浄化槽汚泥の発生量

	平成 30 (2018) 年度 (最新実績)		令和 6 (2024) 年度 (中間目標)		令和 11 (2029) 年度 (最終目標)	
	年間量	日量	年間量	日量	年間量	日量
し尿量	15,213	42	9,568	26	7,465	20
浄化槽汚泥量	75,496	207	66,586	182	63,067	173
合計	90,709	249	76,154	208	70,532	193

第3章 目標達成に向けた施策

第3章

目標達成に向けた施策



方針1 地域に応じた生活排水処理の推進

施策 1.1 公共下水道等への接続の推進

公共下水道等により生活排水を処理する区域においては、全ての対象世帯等に対し適切な指導・啓発を行い、接続率の向上に努めます。

施策 1.2 合併処理浄化槽の普及推進

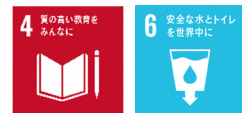
合併処理浄化槽により生活排水を処理する区域においては、補助金の交付などによる単独処理浄化槽からの転換をはじめ、合併処理浄化槽の普及を推進します。



方針2 効率的で効果的な生活排水処理施設の構築

施策 2.1 生活排水処理施設の整備・統合に向けた検討

今後の人口推移に伴い、し尿の発生量の減少が見込まれることから、効率的かつ効果的な処理体制の構築に向け、し尿処理施設の整備・統合・廃止及び公共下水道等の施設活用など、あり方の検討を進めます。



方針3 環境保全のための広報啓発の推進

施策 3.1 市民への広報啓発の推進

水質保全を含めた環境保全活動について、広く市民へ情報提供するとともに、公共下水道等や浄化槽の効果・役割について啓発を行い、市民の環境保全に対する意識の向上を図ります。

施策 3.2 環境教育の推進

環境保全活動への参加や、主的な取り組みを促進するため、環境教育の充実や活動への支援に努めます。